



青の洞窟（八戸穴）

宮古信用金庫の現況 REPORT 2016

平成27年4月1日～平成28年3月31日



三陸復興国立公園 浄土ヶ浜



平成28年7月
理事長 齋藤浩司

皆様には平素より格別のお引立てを賜り、心より厚く御礼申しあげます。

当宮古信用金庫の経営内容や取組みにつきましてより一層ご理解いただくとともに、引続きご利用いただけることを願ひまして、ディスクロージャー誌「宮古信用金庫 REPORT 2016」を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようご案内申し上げます。

当金庫は、地域の人々の相互扶助の精神に基づいて設立された協同組織金融機関であり、地域と共生する使命共同体として、「地域社会の発展と豊かな暮らしづくりに貢献する」ことを基本理念に掲げ事業を推進しております。

平成27年度は、東日本大震災から5年余りが経過し、被災された方々の住宅再建が本格化することを踏まえ、当金庫本店において「休日住宅ローン相談会」を定期的に開催したほか、「みやしん駅前相談プラザ」の日曜営業を行い、相談業務の拡充を図りました。また、地域の活性化を後押しするため、若手経営者会「みやしんNext」の活動継続、住宅建設を加速化するための民間事業者に対する支援、および地域で活躍するNPO法人・各種団体に対する助成などにも積極的に取り組みました。

地域経済に関しては、三陸自動車道（仙台－宮古間）と宮古・盛岡横断道の整備が着々と進行しているほか、平成30年6月に宮古港と室蘭港を結ぶ定期フェリー航路の開設が正式に決定し、今後、当地における物流および交流人口が大幅に増加することが期待されています。このなか、当金庫では、平成28年6月に宮古市との間で「地方創生の連携に関する協定」を締結したほか、同月、宮古商工会議所とも連携協定を締結し、地域の活性化に向け協力して取り組んでいくことで合意しました。

今後も、必要とされる金融サービスの提供に努めることはもとより、地域貢献活動を通じて、地域になくてはならない金融機関をめざしてまいり所存ですので、一層のご愛顧ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

プロフィール



創立……………昭和2年9月22日
 本店所在地……………岩手県宮古市向町2番46号
 電話……………0193-62-1021
 会員数……………10,479人
 出資金……………5,328百万円
 預金残高……………72,720百万円
 貸出金残高……………31,436百万円
 店舗数……………6店舗
 自己資本比率……………38.57%
 役員員数……………85人
 (平成28年3月31日現在)

経営理念

当金庫は創業以来「地域社会の発展と豊かな暮らしづくりに貢献する」を基本理念として、地域経済の成長・発展とともに歩んでまいりました。

いつまでも、地域の皆様から「愛され」、「親しまれる」地域の金融機関として、健全経営に徹し、より良質な資金の供給とサービスの提供に努めてまいります。

経営方針

【基本方針】

国民大衆並びに中小企業者の地域金融機関としての使命に徹し、貯蓄の増強に努め、円滑なる金融を通じて地域経済の育成発展と生活の安定向上に貢献する。

1. 社会に対する貢献

社会の一員として常に感謝し、金融を通じて地域社会に奉仕する。

2. 調和ある経営

金庫は常に会員、一般取引者並びに役職員の利益を尊重し、その何れに対しても、公正で調和のとれた経営を行う。

3. 揺るぎなき基盤

創意と革新によって経営の安定と不断の発展を図り、揺るぎなき基盤を築くため、常に貯蓄の増強に努める。

4. 誇り得る職場

総和の精神を以って限りなき前進を図り、一生を賭して悔いのない誇り得る職場とする。

シンボルマークについて



円は地域を、Mは宮古の頭文字とお客様・会員・役職員の結びつきをなぞらえ未来に向かって限りない躍進とフレッシュさを表現しております。

地域に根ざした金融機関として、皆様と共にいつまでもフレッシュに発展し続けることの願いを含めデザインされたもので、マリーンブルーの色調はさわやかさと、明るさをイメージしております。

宮古信用金庫の現況 REPORT2016

CONTENTS

宮古信用金庫と地域社会	3
平成27年度決算ダイジェスト	5
当金庫の取組み	7
①平成27年度のトピックス	
②主な取扱い商品	
③中小企業の経営の改善及び地域の 活性化のための取組み	
④サービス向上・改善に関する取組み	
⑤地域とのふれあい活動	
総代会制度	13
役職員・組織図	15
当金庫のあゆみ	16
経営管理体制	17
リスク管理体制	18
コンプライアンス（法令等遵守）体制	20
金融ADR制度への対応	21
主な商品・サービスのご案内	22
手数料のご案内	25
営業地区・店舗網	27
店舗ATM・店舗外ATMのご案内	28
信金中央金庫	29
資料編（貸借対照表ほか）	31
開示項目一覧	53

宮古信用金庫は、創立以来 80 有余年を数え、経営理念に「地域社会の発展と豊かな暮らしづくりに貢献する」を掲げ、経営方針である「国民大衆並びに、中小企業者の地域金融機関としての使命に徹し、貯蓄の増強に努め、円滑なる金融を通じて地域経済の育成発展と生活の安定向上に貢献する」ことを目指し、地域に根ざした事業活動に努めております。

当金庫は、地域の復興ならびに地域経済の活性化に向けた取組みに引続き尽力するとともに、地元にならない「唯一の地域金融機関」として、皆様とともに頑張っています。

地域の皆様
・
会員の皆様

地域の皆様からの
資金調達

預金積金残高
72,720 百万円

預金積金

出資金

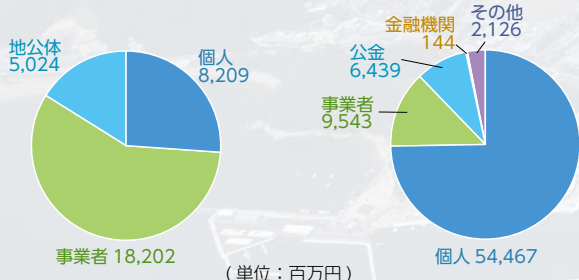
宮古信

- 店舗数
- 常勤役職員
- 平成 28 年
自己資本比率
- 今期の決算
・・・P30 以降

会員の皆様からの出資

会員数 10,479 名
出資金 5,328 百万円

貸出金残高 31,436 百万円の構成 預金積金残高 72,720 百万円の構成



平成27年度の業績

コア業務純益 245 百万円

▶貸出などの本業による収益を表す数値です。金融機関の収益力を測るだけでなく、この収益を原資として引当や償却を行うことから、注目される指標となっております。

自己資本比率 38.57%

▶自己資本比率は金融機関の健全性を表すうえで重要な指標であり、自己資本をリスクアセット（リスクのある資産をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額）で除した比率です。当金庫は国内基準の4%を大きく上回っております。

当期純利益 383 百万円

▶税引前当期純利益から税金や法人税等調整額を差し引いた後の利益であり、剰余金処分の対象となる利益です。信用金庫では、出資の総額に達するまでは、当期純利益の100分の10以上の金額を利益準備金（法定準備金）として積み立てております。

不良債権比率（金融再生法開示債権） 4.28%

▶不良債権比率は、すべての貸出金や債務保証等の合計額のうち、実際に返済が不能なものや返済が一定期間以上滞っているものがどれくらいあるかを表す数字です。
なお、不良債権については、金融機関の収益のなかから、引当や償却で処理されます。

地域への資金供給

お客様からお預け頂いた預金積金につきましてはお客様の様々な資金ニーズにお応えし、地域経済の健全な発展や豊かな暮らしのお手伝いをすることを使命と考え、円滑な資金の供給を行う形で、お客様や地域への還元を行っております。

貸出金残高 31,436百万円

用金庫

6 店舗
数 85 名
3 月期決算
38.57%
に関する事項
の資料をご覧ください

貸出金

各種相談業務・
サービス

地域の皆様
・
会員の皆様

お取引先への支援等

当金庫は、お取引先の経営改善・支援をお手伝いさせていただいており、中小企業再生支援協議会との連携や、中小企業支援ネットワーク強化事業の活用により、支援態勢充実を図っております。

当金庫の主な業務

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取扱っております。

貸出業務

○貸付…手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
○手形割引…商業手形等の割引を取扱っております。

為替業務

○国内為替業務…送金、振込及び代金取立等を取扱っております。
○外国為替業務…外国への送金や取引は信金中央金庫を経由して取扱っております。
本店では外国通貨の両替を取扱っております。

付帯業務

○日本銀行歳入代理店業務
○地方公共団体の公金取扱業務
○(株)日本政策金融公庫等の代理貸付業務、その他の代理業務
○保険商品の窓口販売（保険業法第 275 条第 1 項により行う保険募集）
○国債等公共債の窓口販売
○スポーツ振興くじ払戻業務
○電子債権記録業に係る業務

等を行っております。

(計数は平成28年3月末現在)

信用金庫の役割について

信用金庫は、地域の皆様による協同組織（会員制度）の地域金融機関であり、お預かりしたお金は地元の実業家や個人の方々にご利用頂いております。会員や利用者の利益を優先し、地域に貢献することを使命としており、次のような特色を持っております。

1. 協同組織金融機関

地域の方々に会員・利用者になって頂き、お互いが一体となって地域の繁栄を図る会員制度による協同組織の金融機関です。(銀行のように株式会社ではありません)

2. 中小企業専門金融機関

従業員300人以下または資本金9億円以下の事業者と個人の方々の専門金融機関です。(大企業にはご融資できません)

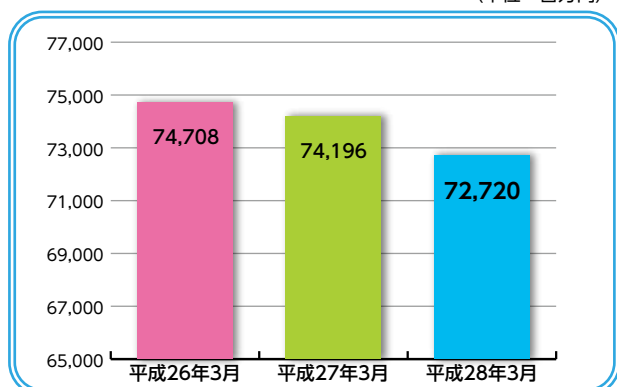
3. 地域専門金融機関

営業地域が定められている地域専門金融機関です。(営業地域外の方にはご融資できません)

このように信用金庫は地域の方々とともに発展していく、より地域性・公共性の強い金融機関であるといえます。

— 預金の状況 —

(単位：百万円)

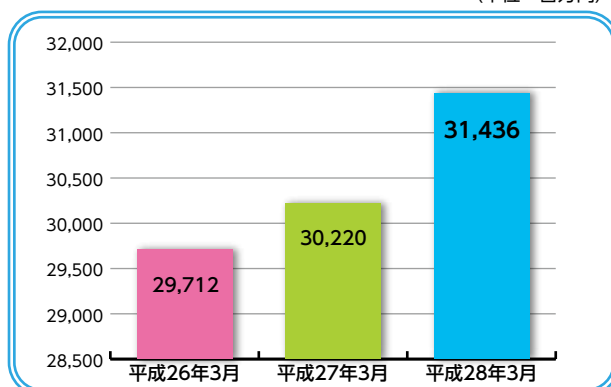


平成28年3月末の預金積金残高は、一般預金は増加したものの公金預金の減少により、前期末比1,476百万円減少の72,720百万円となりました。

当金庫では、お客さまの大切な財産を安全かつ確実に運用していただけるよう、各種預金商品を取り揃えております。詳細は22ページをご覧ください。

— 貸出金の状況 —

(単位：百万円)

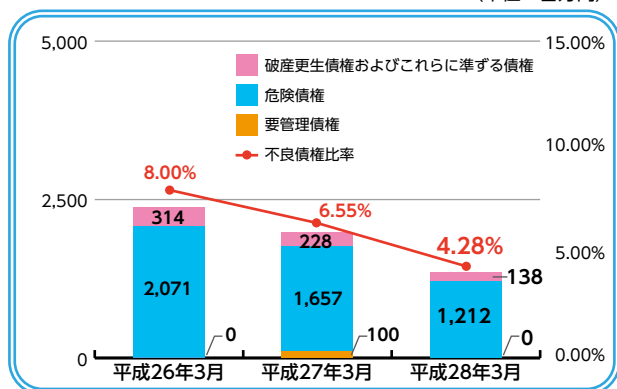


平成28年3月末の貸出金残高は、個人住宅資金やマイカーローンなどの消費性資金等が好調だったことから、前期末比1,216百万円増加の31,436百万円となりました。

当金庫では、会員の皆様へのご融資を基本として、地域の中小事業者および個人の様々な資金ニーズに幅広く対応することで、地域経済の発展や豊かな暮らしへのお手伝いを行うことが使命であると考えております。当金庫でお取り扱いしております各種融資商品についての詳細は、23ページをご覧ください。

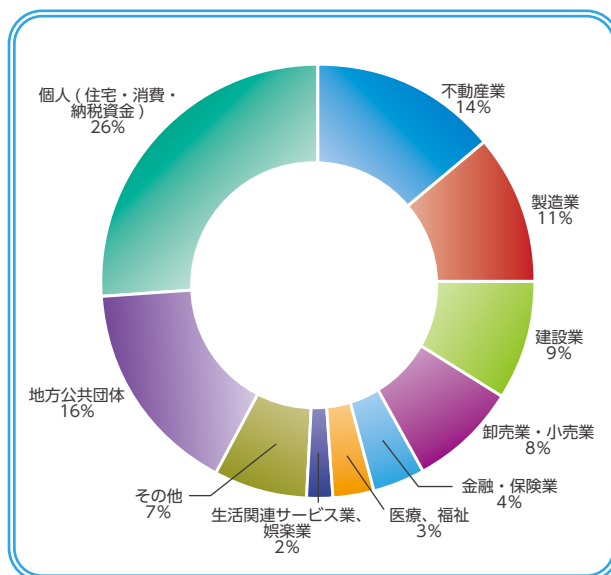
— 不良債権の状況 — (金融再生法開示債権)

(単位：百万円)



不良債権については、被災企業に対する二重ローン解消支援500百万円、業況が改善する中での約定および約定外返済100百万円等により634百万円減少の1,351百万円、比率で前期比2.27ポイント減少の4.28%となりました。

— 貸出金業種内訳 —



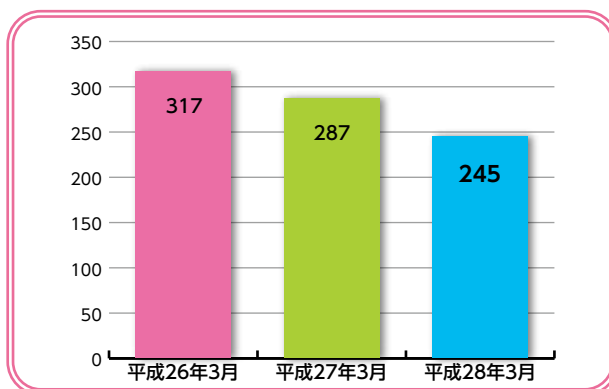
当金庫では、地域の皆様の資金ニーズに幅広く対応するとの考えから、特定の業種に融資が偏重することのないよう、貸出先の業種分散に努めております。また、大口融資に偏重することなく、多くのお客さまにご利用いただけるよう、小口多数を原則とした融資に心掛けております。

— コア業務純益・
経常利益・当期純利益 —

利益については、貸出金利の低下により利息収入が伸び悩んだことに加え、国債等売却益が減少したことにより、当期純利益が前期比約107百万円減少の383百万円となりました。

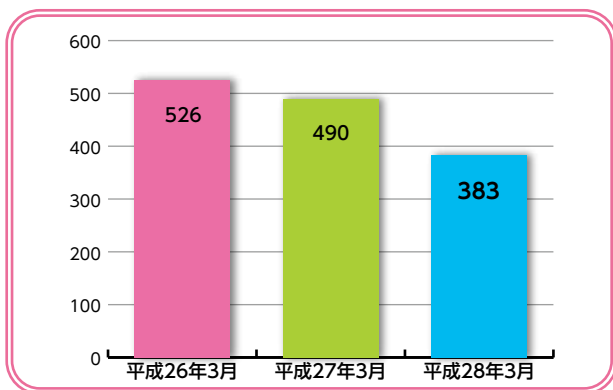
コア業務純益

(単位：百万円)



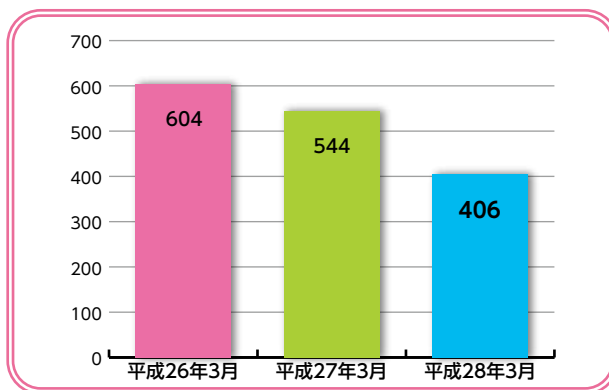
当期純利益

(単位：百万円)



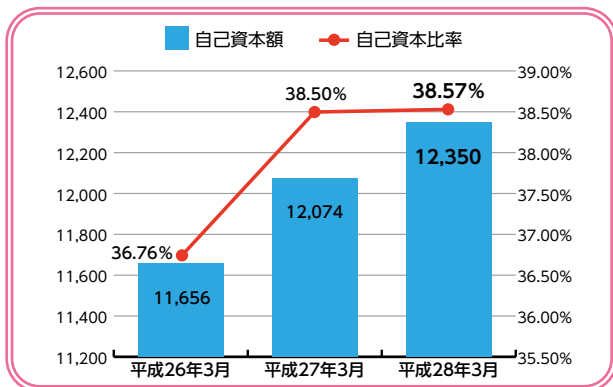
経常利益

(単位：百万円)



— 自己資本比率 —

(単位：百万円)



自己資本比率は、運用している資金等のリスクに対する自己資本の割合で、金融機関の健全性や安全性を示す重要な指標のひとつです。今期も利益の確保により、前期比0.07ポイント増加の38.57%となり、国内基準4%、国際基準8%を大きく上回っております。



当金庫の取組み

平成27年度トピックス

<p>平成27年 4月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「東北・夢の桜街道」 鎌ヶ崎小学校2年生による臼木山の桜の写生会実施 (27.4.28) 	<p>9月</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2015 よい仕事おこしフェア」(城南信用金庫主催) への取引先企業の出展 (27.9.8～9)  <ul style="list-style-type: none"> ● みやこ秋祭り手踊り参加 (27.9.19) ● 第24回しんきん年友会旅行「鳴子温泉・仙台海の杜水族館とみやぎの明治村」実施 (27.9.28～30)
<p>5月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「東北・夢の桜街道」桜の絵画コンクール作品展開催：JR宮古駅 (27.5.15～31) ● 東日本大震災現地NPO 応援基金『しんきんの絆』復興応援プロジェクト助成金贈呈式 (27.5.16) 	<p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第8弾エレガンス積金販売開始 (27.10.1～28.1.29) ● 山田中央町 ATM出張所オープン (27.10.5) ● 「にっぽん丸 種子島・屋久島・瀬戸内海クルーズ5日間の旅」実施：岩手県信用金庫協会企画 (27.10.19～23) ● 若手経営者会「みやしん Next」第2回勉強会開催 (27.10.20) ● 静岡県信用金庫協会被災地視察研修 (27.10.26～27)
<p>6月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「東北・夢の桜街道」桜の絵画コンクール作品展開催：みやしん駅前相談プラザ (27.6.1～30) ● 「信用金庫の日」花の苗プレゼント (27.6.15) ● 夏季キャンペーン定期「Summer2015」販売開始 (27.6.15～8.31) 	<p>11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「ビジネスマッチ東北2015」(東北地区信用金庫協会他主催)への取引先企業の出展 (27.11.5) ● 「第29回宮古サーモンハーフマラソン」給水所設置およびコース補助員派遣 (27.11.8) ● 遺言・相続全国一斉相談会開催 場所：みやしん駅前相談プラザ (27.11.16) ● 復興応援定期積金Ⅱ「しんきんの絆」販売開始 (27.11.16～28.1.14) ● 若手経営者会「みやしん Next」特別講演会開催 (27.11.18) ● 若手経営者会「みやしんNextとっておきセット」販売開始 (27.11.24～28.1.29)
<p>7月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「東北・夢の桜街道」鎌ヶ崎小学校桜の絵画展表彰式 (27.7.2) ● 復興応援七夕ゴルフ大会開催：宮古C.C(27.7.4) ● 「アンパンマン定期積金」販売開始 (27.7.6～27.10.30) ● 若手経営者会「みやしん Next」第1回勉強会開催 (27.7.7) ● 城南信用金庫ジュニアボード研修 (27.7.24)  <ul style="list-style-type: none"> ● みやこ夏祭りへの参加 (27.7.25～26) ● 「わがまち基金」プロジェクト 民間住宅再建加速化支援パイロット事業の実施に係る共同記者会見 (27.7.30) 	<p>12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 冬季キャンペーン定期預金「冬のおくりもの」販売開始 (27.12.1～28.1.29) ● みなみ ATM出張所移設 (27.12.7) ● 宮古市立田老第一中学校のキャリア教育講演会への講師派遣 (27.12.9) 
<p>9月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 宮古市立第二中学校の進路学習講座への講師派遣 (27.9.2) 	<p>平成28年 2月</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エレガンス旅行「伊勢志摩 伊勢神宮参拝・ミキモト真珠島・スペイン村めぐり」実施 (第1班) (28.2.15～17) ● エレガンス旅行実施(第2班) (28.2.22～24) ● 若手経営者会「みやしん Next」第4回総会(会場：ホテル沢田屋 28.2.23)

主な取扱い商品

1 融資商品

地域の復興に資するため、期間限定の特別金利商品の取扱いを行っております。

◇地域復興支援住宅ローン「復興」

新築・中古住宅・土地の購入資金、増改築・リフォーム資金等にご利用いただけます。



◇地域復興支援融資「みやしん絆」

事業の運転資金・設備資金としてご利用いただけます。



◇みやしん災害復旧ローン（しんきん保証基金保証）

災害復旧にご利用いただけるしんきん保証基金の保証付きローンです。平成28年9月までお取扱いを延長しております。



※融資商品につきましては、23ページをご覧ください。また、最寄りの当金庫営業店、「みやしん駅前相談プラザ」でもご相談を承ります。



2 預金商品

◇『しんきんの絆』復興応援定期積金Ⅱ発売

地元の復興に貢献したいという願いから平成27年度も平成27年11月16日～平成28年1月14日まで、契約額の0.2%を被災地の復興に貢献する団体へ寄付する定期積金「しんきんの絆」を発売しました。

寄付については信金中央金庫が特定非営利活動法人日本NPOセンターを通じて行うため、お客様の負担はありません。



◇「アンパンマンのスーパー積金」発売

当金庫では平成27年度よりアンパンマンをキャラクターとして取り入れ、平成27年7月6日～平成27年10月30日まで、期間3年以上5年以内、掛込金額1万円以上の定期積金契約を1口とし、先着500名様にアンパンマン貯金箱をプレゼントする「アンパンマンのスーパー積金」を発売しました。

◇夏の定期預金キャンペーン

「Summer2015」発売

夏の定期預金キャンペーンとして、平成27年6月15日～平成27年8月31日まで、期間1年、金利0.10%の定期預金「Summer2015」を発売しました。



◇金利上乗せ定期預金「冬のおくりもの」発売

2015年ウインターキャンペーン商品として、平成27年12月1日～平成28年1月29日まで、期間1年定期預金に1年もの店頭金利表示の5倍、先着300名様に「ロイヤルコレクション大判ブランケット」をプレゼントする「冬のおくりもの」を販売しました。

電話相談窓口の設置

当金庫では、地域の復興に向け、来店が困難なお客様のため、電話による融資や資産運用の受付窓口として電話相談窓口を設置しております。ご連絡いただきましたら、当金庫職員が訪問のうえ、ご相談に応じさせていただきますので、どうぞお気軽にお電話ください。

なお、各営業店においても、相談窓口を開設しておりますので、ぜひご利用ください。

電話相談窓口
電話番号

宮古信用金庫 営業推進部 業務推進課
0193-62-2400

当金庫の取組み

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み

1 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化に全力を傾注し取組んでまいります。

2 中小企業の経営支援に関する態勢整備

当金庫は、お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、本部に「経営支援課」を設置し、金融円滑化に向けた態勢整備に努めております。また、職員を対象とした「目利き能力」（お客様の事業価値を見極める能力）を向上させるため、外部研修への参加、中小企業者を対象としたセミナー等を実施しております。

3 中小企業の経営支援に関する取組み状況

(1) 被災企業の復旧・復興に向けた支援

●岩手産業復興機構および株東日本大震災事業者再生支援機構の活用

被災により経営に支障が生じ、収益力に対して過大な債務を負っており、既往債権の買取り等により再生が可能と思われる取引先について、お客様の意向を踏まえながら各機構の活用の検討・支援を実施しております。平成28年3月末現在、69先の支援を実施しました。

名 称	支援先
岩手産業復興機構	23 先
株東日本大震災事業者再生支援機構	46 先
計	69 先

(平成28年3月末現在)

●専門家による相談会等の開催

平成 27 年 2 月より、公益財団法人いわて産業振興センター内に設置されている「岩手県よろず支援拠点」と連携し、被災した企業を中心に取引先の個別合同相談会を当金庫にて定期的に開催しております。このほか、若手経営者会「みやしん Next」の会員を対象とした、承継・相続に関するセミナーやマーケティング・商品デザインに関するセミナー等を随時開催しております。

●経営改善支援

お取引先の事業再生を加速させていくことが、速やかな地域の復興につながると考え、外部機関と連携し、実現可能性の高い抜本的な事業再生計画の策定を支援するとともに、復興支援ファンド「しんぎんの絆」による資本金の活用にも取り組んでおります。

●公益財団法人日本財団と連携した「陸中みらい基金」の運営、利子補給等の実施

当金庫は、平成 25 年 12 月に公益財団法人日本財団と連携し、「わがまち基金プロジェクト」として、被災地支援制度を創設いたしました。同制度は被災地支援を目的として、被災により事業再開・継続が困難な状況にある事業者、被災地で新たな事業を開始する事業者等へ（一社）陸中みらい基金を通じて、利子補給および借入債務の保証を行う支援を実施しております。

また、平成 27 年 7 月より「民間住宅再建加速化支援パイロット事業」を開始、宮古市内の建設業者 7 社を本事業の共同パートナーとして認定し、民間住宅の建設事業者に対する利子補給率の引き上げや地域外からの職人募集に対して宿泊費助成を支援しております。

【利子補給制度スキーム図】



(平成28年3月末現在)



●陸中復興トモダチ基金による支援

当金庫は、平成 25 年 2 月から米国 NGO メーシーコープ、ギブトゥアジアの支援を受けた特定非営利活動法人プラネットファイナンスジャパンとの連携により、「陸中復興トモダチ基金」を立ち上げ、当地域の経済復興と雇用の回復を目指し、新規創業支援、再雇用支援および融資の利子補給の各プログラムによる支援を実施しております。

●公益財団法人日本中小企業福祉事業財団（日本フルハップ）との連携による支援

中小企業経営者を対象に災害補償、災害防止、福利厚生等の事業を展開する公益法人として「東北地区中小企業震災復興支援助成金制度」を創設し、中小企業の再建や起業による雇用の創出と拡大を支援している公益財団法人日本中小企業福祉事業財団（日本フルハップ）からの助成金を活用し、震災による被害を被った地域のお客様に対する支援を行っております。

●信用金庫業界との連携による支援

当金庫は、全国の信用金庫、信金中央金庫と連携して、各種ファンド・補助金の活用やボランティア活動等により、被災されたお客様の早期復興をお手伝いしております。

経営改善支援等の取組み実績（平成27年4月～平成28年3月）

（単位：先数）

（単位：%）

	期初 債務者数 A	うち経営改善支 援取組み先数 α	αのうち期末に 債務者区分がラ ンクアップした 先数 β	αのうち期末に債 務者区分が変化し なかった先数 γ	αのうち再生計 画を策定してい る全ての先数 δ	経営改善支援取 組み率 α / A	ランクアップ率 β / α	再生計画策定率 δ / α	
正常先 ①	717	0		0	0	0.0		-	
要注意先	うちその他要注意先 ②	118	68	2	64	51	57.6	2.9	75.0
	うち要管理先 ③	1	1	0	0	1	100.0	0	100.0
破綻懸念先 ④	25	8	2	5	3	32.0	25.0	37.5	
実質破綻先 ⑤	15	2	1	0	1	13.3	50.0	50.0	
破綻先 ⑥	9	0	0	0	0	0.0	-	-	
小計（②～⑥の計）	168	79	5	69	56	47.0	6.3	70.9	
合計	885	79	5	69	56	8.9	6.3	70.9	

（注）・期初債務者数及び債務者区分は27年4月初時点のものです。
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。
 ・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組み先で中に完済した債務者はαに含めるもののβに含みません。
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が「期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めています。
 ・期初に存在した債務者で中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しています。
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含みません。
 ・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
 ・「αのうち再生計画を策定している全ての先数δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含みます。

（2）地域活性化への取組み

●東日本大震災現地NPO応援基金「しんきんの絆」復興応援プロジェクト

当金庫が推薦した日常生活の再建や地域コミュニティ文化の再生活動に取組むNPO法人や団体に対し支援を行っております。

お客様 → 全国の信用金庫 → 信金中央金庫 → 日本NPOセンター → NPO、各種団体

復興応援定期積金 → 運用 → 寄付 → 助成

第1回助成先

- ・NPO法人みやっこベース（宮古市）
- ・夢のみずうみ村 こども夢ハウスおおつち（大槌町）
- ・NPO法人いわてマリンフィールド（宮古市）
- ・宮古市末広町商店街振興組合（宮古市）

第2回助成先

- ・NPO法人吉里吉里国（大槌町）

第3回助成先

- ・釜石市大町商店街振興組合（釜石市）

●各種ビジネスフェアへの出展支援

当金庫のお客様に販路拡大やマッチングの機会を提供するため各種ビジネスフェア・商談等への出店を支援しております。

●「2015 よい仕事おこしフェア」
 主催：城南信用金庫
 （9/8～9 会場：東京国際フォーラム）

当金庫取引先 2社出展



●「ビジネスマッチ東北2015」
 主催：東北地区信用金庫協会ほか
 （11/5 会場：仙台 夢メッセみやぎ）

当金庫取引先 4社出展



当金庫の取組み

●宮古信用金庫若手経営者会「みやしん Next」の運営

平成 27 年度は外部講師を招聘した勉強会や特別講演会を計 3 回開催しました。

平成 25 年 1 月の発足以来、平成 28 年 3 月末現在の会員数は 113 社を数え、今後も将来の地域を担う、若手経営者の経営力向上と事業拡大に向けた支援を継続してまいります。

なお、会員については随時募集していますので、詳細につきましては最寄りの営業店または当金庫役職員までご連絡ください。



●みやしん Next「とっておきセット」の企画・販売

平成 27 年 11 月～平成 28 年 1 月まで、当金庫若手経営者会「みやしん Next」会員企業が取り扱う商品を詰め合わせた 2 種類のギフトセットを販売しました。

当金庫では、商品企画やパンフレットの作成などで協力を行い、三陸沿岸地域の魅力を全国に周知することで、当金庫のお取引先の販路拡大を支援する活動の一環として「とっておきセット」を企画、震災から立ち上がった取引先企業の逸品を全国に広めました。



サービスの向上・改善に関する取組み

休日における相談業務の拡充

お客様からの幅広い相談に対応するため、「みやしん駅前相談プラザ」（駅前支店 2 階）を開設、本店では毎月 1 回休日に「住宅ローン相談会」を開催しております。仕事などで平日日中にご来店できないお客様をはじめとして、休日でも各種ご相談をお受けできるようにすることで、更なる利便性の向上に努めております。

- ・みやしん駅前相談プラザ（駅前支店 2 階）
～原則毎月第 3 日曜日営業～



業務内容

- ・事業資金、住宅資金、各種ローンのご相談
- ・資産運用に関するご相談
- ・その他金融に関するご相談

営業時間

平日 9 時～17 時（月曜日は 19 時まで）
休日 原則毎月第 3 日曜日 9 時～16 時

- ・休日住宅ローン相談会（本店）
～毎月 1 回開催～



ATMの新設、移設および機能強化

－山田支店 中央町出張所－



びはんプラザ駐車場にATMを設置しました

－駅前支店 みなみ出張所－



陸中ビル駐車場内にATMを移設しました

－通帳繰越 ATM の増設－



多機能ATMが10台になりました

地域とのふれあい活動

絵画コンクールの実施

「東北・夢の桜街道運動」への取組みとして、「臼木山」の桜を題材に鉾ヶ崎小学校2年生34名が絵画コンクールに参加、色とりどりの桜を描きました。作品はJR宮古駅待合室とみやしん駅前相談プラザに展示、人々の心を和ませてくれました。



地域の祭り・イベントへの参加

毎年恒例のみやこ夏祭り、みやこ秋祭り等いろいろなイベントへ参加しております。



お客様を対象とした各種旅行の企画・実施

～『しんきん年友会旅行』～

年金振込みをいただいている方を会員とする「しんきん年友会」の皆様へ感謝の意味をこめ、毎年素敵な旅行を企画しております。平成27年度は9月28日～30日「鳴子温泉、仙台うみの杜水族館ほか」への旅行を実施し25名にご参加いただきました。

～『県信用金庫協会主催旅行』～

10月19日～23日「にっぽん丸クルーズ 瀬戸内海、種子島、屋久島」を実施、当金庫から17名にご参加いただきました。

～『エレガンス旅行』～

旅行を目的とした、女性のための定期積金「Elegance」では、期間1年8ヶ月（掛込回数20回）で満期時に「エレガンス旅行」のご案内しております。

平成27年度は「伊勢志摩、伊勢神宮参拝・ミキモト真珠島・スペイン村めぐり」を実施、1班（2/15～17）、2班（2/22～24）合計54名のご参加いただきました。

宮古サーモンハーフマラソン給水所開設

平成27年11月に行われた「第29回宮古サーモンハーフマラソン」において、当金庫本店前に給水所を設置、当金庫職員67名が参加、ランナーのための給水活動やコース補助員として大会のお手伝いを行いました。



しんきん七タゴルフ大会の実施

平成27年7月に、当金庫とお取引先との親睦を図ることを目的として、チャリティーゴルフ大会を開催いたしました。当日は参加者から募金を募り、11万2,316円の募金が集まりました。募金は宮古市社会福祉協議会へ寄付をしております。



みやしんマネースクールの実施

中学生にお金の大切さや信用金庫の役割、金融についての知識を深めてもらう目的で「みやしんマネースクール」を開講しております。平成27年度は、市内中学校2校にて金融機関の役割やお金について一緒に学びました。



【県信用金庫協会主催旅行】



【しんきん年友会旅行】



【エレガンス旅行】

1 総代会制度について

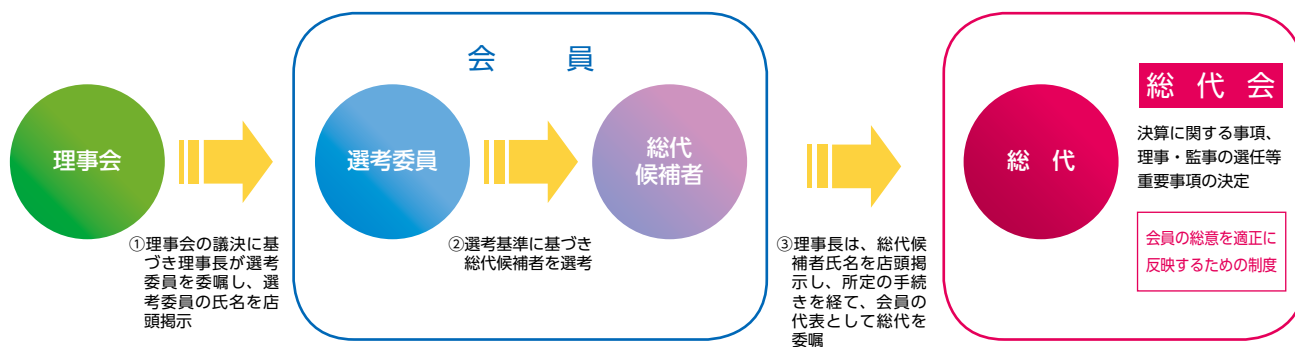
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱い業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

宮古信用金庫の総代会の仕組み



2 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は80人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、平成28年6月30日現在の総代数は78人で、会員数は10,464人です。

(単位：人)

選任区域		会員数	総代数
区名	主な地名		
第1区	宮古市 (向町・本町・新川町・藤原)	820	10
第2区	宮古市 (黒田町・横町・西町)	959	10
第3区	宮古市 (末広町・大通・南町・栄町)	955	9
第4区	宮古市 (鍬ヶ崎・佐原・崎山)	1,214	9
第5区	宮古市 (磯鷄・津軽石)	1,483	10
第6区	宮古市 (田の神・山口)	626	6
第7区	宮古市 (千徳・刈屋・茂市・川井)	1,853	8
第8区	山田町・釜石市・大槌町	1,787	10
第9区	宮古市 (田老)・岩泉町・田野畑村	767	6
合 計		10,464	78

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者の選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

(3) 総代選考の方法は、当金庫の「総代選任規程」に基づいております。

(注) 総代候補者の選考基準

- ・総代として相応しい見識を有している方
- ・良識を持って正しい判断ができる方
- ・人格に優れ、当金庫の理念・使命を十分理解している方
- ・その他総代会選考委員が適格と認めた方

3 第72回 通常総代会の決議事項等

第72回通常総代会において、次の事項が報告ならびに付議され、付議事項はそれぞれ原案のとおり了承されました。

(1) 報告事項

第90期(自平成27年4月1日から至平成28年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 第90期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部改正の件
- 第3号議案 総代候補者選考委員24名選任の件



4 総代名一覧

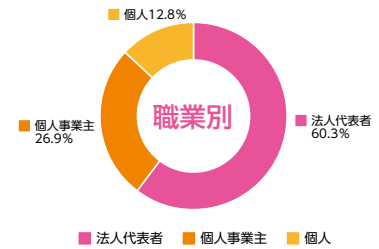
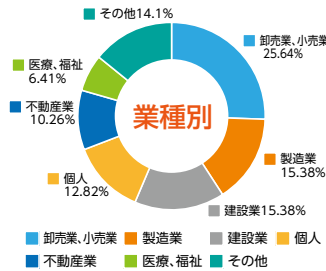
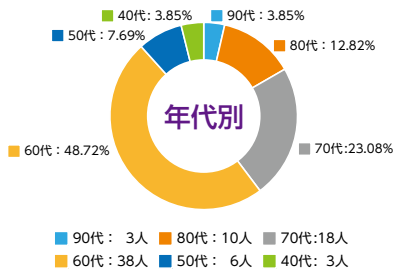
(敬称は略)

区分	総代数	氏名					
第1区	10	古 舘 善 一 ^⑮	藤 田 榮 一 郎 ^⑬	高 橋 雅 之 ^⑥	花 坂 康 太 郎 ^⑤		
		中 島 恭 武 ^④	佐 々 木 善 明 ^③	佐 々 木 政 一 ^②	佐 々 木 公 一 ^②		
		大 久 保 博 ^②	川 崎 利 治 ^①				
第2区	10	山 内 啓 三 郎 ^⑩	坂 下 幸 康 ^⑥	松 原 秀 行 ^④	松 井 正 之 ^④		
		松 橋 孜 ^④	齋 藤 眞 琴 ^④	齋 藤 肇 ^③	三 浦 隆 広 ^③		
		小 成 茂 正 ^②	阿 部 勝 久 ^①				
第3区	9	蛇 口 原 司 ^⑩	鈴 木 壽 次 ^⑧	安 達 正 三 ^⑦	渡 邊 良 司 ^⑥		
		太 田 憲 一 郎 ^④	中 屋 一 郎 ^④	鈴 木 勇 平 ^③	佐 香 英 一 ^③		
		中 嶋 仁 志 ^②					
第4区	9	川 部 正 三 ^⑫	石 川 浩 ^⑥	伊 藤 重 幹 ^④	山 崎 繁 夫 ^④		
		島 崎 秀 男 ^③	小 西 信 夫 ^②	沼 里 政 彦 ^②	中 澤 信 夫 ^①		
		早 野 秀 則 ^①					
第5区	10	中 村 隆 ^⑦	田 崎 一 英 ^⑦	松 山 光 男 ^⑤	齋 藤 俊 市 ^③		
		三 浦 範 夫 ^③	金 澤 満 ^③	菊 地 辰 志 ^②	古 舘 英 樹 ^②		
		小 堀 内 徳 雄 ^①	伊 藤 勝 博 ^①				
第6区	6	佐 藤 昇 ^⑦	三 上 新 一 郎 ^⑦	三 上 敏 ^⑤	小 川 一 雄 ^⑤		
		及 川 穰 ^③	刈 屋 清 次 ^②				
第7区	8	伊 藤 一 也 ^⑩	向 井 田 一 男 ^⑨	成 ヶ 澤 仁 明 ^⑧	澤 田 令 ^⑦		
		横 田 大 樹 ^④	松 舘 武 美 ^②	中 屋 淳 一 ^②	木 村 渡 ^②		
第8区	10	佐 々 木 俊 夫 ^⑮	佐 藤 勤 ^⑭	阿 部 武 仁 ^⑬	沼 崎 忠 一 郎 ^⑦		
		木 下 慶 市 ^③	伊 藤 敏 ^③	湊 正 美 ^②	東 龍 男 ^②		
		後 藤 英 輔 ^②	青 木 正 紀 ^①				
第9区	6	田 中 和 七 ^④	赤 沼 正 清 ^③	林 本 卓 男 ^③	加 藤 俊 郎 ^③		
		上 屋 敷 正 明 ^①	吉 水 誠 ^①				
計	78						

※氏名の後の数字は総代への就任回数

(平成28年6月30日現在)

≪総代の属性別構成比≫



※その他内訳

生活関連サービス業、娯楽業	3.8%
農業、林業	2.6%
飲食業	2.6%
漁業	1.3%
金融、保険業	1.3%
物品賃貸業	1.3%
教育、学習支援業	1.3%

当金庫のあゆみ

明治 35年 1月	無限責任宮古信用組合設立（創業）		
昭和 2年 9月	有限責任宮古信用組合設立（創立） 事務所を宮古市本町37番地に置く 初代組合長 花坂 与七 就任		
6年 1月	二代目組合長 齋藤 徳右工門 就任		
10年 2月	有限責任より保証責任宮古信用組合に変更		
12年 2月	本店事務所を移転新築	昭和 40年 12月	田老支店新築移転
16年 1月	三代目組合長 山崎 善四郎 就任	41年 4月	駅前支店移転
17年 2月	鍬ヶ崎出張所開設	43年 5月	本店新築移転
5月	鍬ヶ崎出張所移転	44年 10月	山田支店新設開店
18年 10月	市街地信用組合法により宮古信用組合に組織変更	49年 5月	六代目理事長 長岡 勲次郎 就任
25年 4月	中小企業等協同組合法による信用組合に改組	50年 3月	西町支店新設開店
26年 6月	信用金庫法公布	52年 10月	駅前支店移転
12月	信用金庫法により宮古信用金庫に改組 理事長 山崎 善四郎 就任	53年 8月	河南支店新設開店
28年 7月	鍬ヶ崎出張所を支店に昇格 駅前支店開設	56年 11月	千徳支店新設開店
30年 6月	鍬ヶ崎支店移転	12月	日本銀行歳入代理店業務開始
32年 11月	駅前支店移転	59年 11月	鍬ヶ崎支店新築移転
34年 5月	四代目理事長 齋藤 徳右工門 就任	60年 12月	田老支店新築移転
7月	田老支店開設	61年 5月	七代目理事長 齋藤 有司 就任
39年 1月	五代目理事長 藤田 正一 就任	62年 11月	みなみ支店新設開店
4月	田老支店が田老町指定金融機関となる	平成 2年 12月	駅前支店新里出張所新設開店
5月	鍬ヶ崎支店増改築移転	4年 7月	佐原支店新設開店
		5年 10月	大渡支店事業譲受開店
		11年 11月	新里出張所を駅前支店に統廃合
		17年 11月	西町支店を駅前支店に統廃合および 佐原支店を本店に統廃合
		19年 6月	八代目理事長 齋藤 浩司 就任
		23年 3月	東日本大震災発生
		24年 1月	特定震災特例経営強化計画策定
		2月	金融機能強化法による資本支援 (100億円) 受入れ
		26年 10月	鍬ヶ崎支店、河南支店を本店に統廃合 みなみ支店を駅前支店に統廃合 駅前支店2階に「みやしん駅前相談 プラザ」開設



(写真：早池峰山)

貸出運営についての考え方

定められた営業地域の中での活動は「皆様からお預かりしたお金を、その地域内で運用すること」これが地域金融機関として当金庫に課せられた役割であると考えております。

事業者には必要な設備資金や運転資金を、個人の方々には住宅資金・教育資金・マイカー購入資金など幅広いニーズに、迅速・的確にお応えするよう努めております。

また、岩手県信用保証協会の保証による岩手県、宮古市、釜石市、山田町、大槌町の制度融資についても積極的に取扱いしております。

一方、個々の貸出に際しましては、当金庫の強みである地域へ密着した融資渉外体制を通じて情報収集のうえ、お客様の信用状況や事業計画の妥当性などを十分に検討し、必要に応じ担保や保証を頂くなど、貸出金債権の健全化に努めるとともに、特定の業種や特定のお客様に偏ることのないよう広く貸出を行い、リスクの分散にも心掛けております。

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注し取組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、営業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ①理事会等において、本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定し、金融円滑化管理責任者の選任について決議しております。
- ②お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、本部に「経営支援課」を設置し、金融円滑化に向けた態勢整備に努めております。
- ③職員を対象とした「目利き能力」（お客様の事業価値を見極める能力）を向上させるため、外部研修への参加、中小企業者を対象としたセミナー等を実施しております。

3. 他の金融機関との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から、貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

当金庫は平成25年3月末の中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取組んでまいります。

お客様から貸付条件の変更等に関するご相談・苦情は、ご利用営業店窓口、もしくは次の本部窓口をご利用ください。

宮古信用金庫 融資部
電話番号 0193-62-3100 (直通)

平成28年3月末現在における金融円滑化に係る取組状況

貸付の条件の変更等の実施状況について(平成21年12月4日から平成28年3月末までの累積実績)

(単位:百万円)

	申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業のお客様向けの貸付債権	695	10,730	688	10,666	4	22	0	0	3	41
うち信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	230	5,742	227	5,709	2	13	0	0	1	19
住宅資金お借入れのお客様向けの貸付債権	44	416	43	407	1	8	0	0	0	0

(注1) 上記計数は、債権ベースで集計しております。また、百万円単位未満は切捨てしております。

(注2) 「申込み」とは、お客様から返済条件変更の申込みを書面または口頭で受け付けたものを指します。

リスク管理体制

金融の自由化、国際化の進展に伴い、金融機関の経営上のリスクは、複雑化・多様化してきております。こうした中で当金庫では、経営の健全性を維持するためリスク管理の強化を重点施策と位置付け、その充実に努力しております。今後も内部管理体制の強化に努める等、経営全般に亘るリスク管理の徹底に力をいれてまいります。

<経営管理> (ガバナンス)

経営管理（ガバナンス）とは、代表理事、理事および理事会による経営方針等の策定、理事・理事会の役割・責任、組織体制の整備、監事・監事会による監査、外部監査、内部監査が実効的に機能していることです。

当金庫では、金庫業務の健全性および適切性を確保するため、経営管理（ガバナンス）が、全体として有効に機能しているか確認し、信用の維持および預金者等の保護を確保するとともに法令等遵守、顧客保護等の徹底および各種リスクの的確な管理に努めてまいります。

<自己資本管理>

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価および自己資本比率の算定を行うことをいいます。

今後とも、健全な自己資本比率を維持できるように努めてまいります。

<資産査定管理>

資産査定とは、当金庫の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、預金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものであり、当金庫自らが行う資産査定を自己査定といたします。

<統合的リスク管理>

当金庫の直面するリスクおよび想定されるリスクを可能な手法等で計測・評価し、評価したリスク量と自己資本等の経営体力や金庫独自の基準等とを比較し、評価、管理することをいいます。

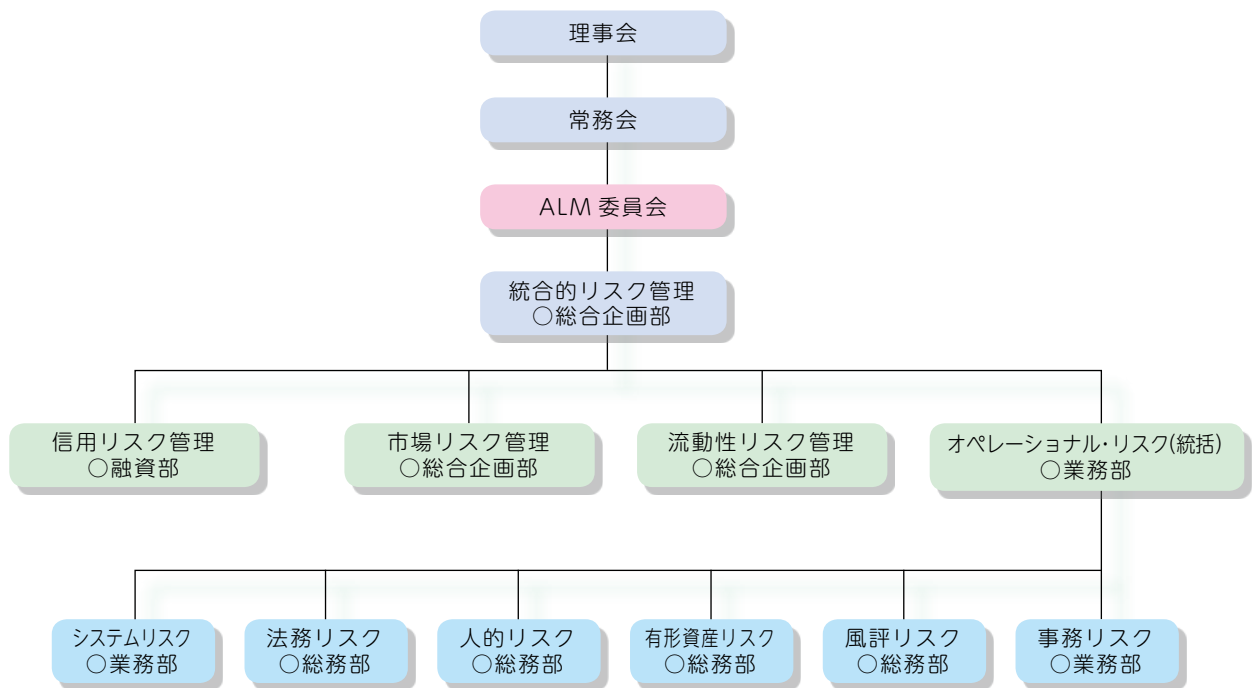
統合的リスク管理では、自己資本算定および充実度の評価とそれぞれのカテゴリーに分類し、比較・対照したリスクを統合的に評価し、管理してまいります。

<顧客保護等管理>

顧客保護等管理とは、顧客の保護および利便性の向上の観点から、次の事項を達成するため必要となる管理をいいます。

- 当金庫において与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、預金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等およびその他顧客との間で業として行われる取引に関し顧客に対する説明が適切かつ十分に行われることの確保。
 - 顧客からの問い合わせ、相談、要望および苦情への対処が適切に処理されることの確保。
 - 顧客の情報が漏洩防止の観点から適切に管理されることの確保。
 - 金庫の業務が外部委託される場合における業務遂行の的確性を確保し、顧客情報や顧客への対応が適切に実施されることの確保。
- 顧客保護等の実態や実情を定期的に把握するとともに分析・評価し、問題点等の改善に努めてまいります。

統合的リスク管理体制組織図



信用リスク

信用リスクとは、取引先が財務状況の悪化等により、資産価値が減少あるいは消失し、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査体制の充実に努めております。また、内部研修の実施や、信用金庫協会などが実施する各種研修会への積極的参加、さらに全店の貸出担当者等を個別に融資部に招集して教育する「審査トレーニー制度」を導入するなど貸出審査能力の向上を図っております。

流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）。

当金庫では、下記、市場リスク管理同様に流動性リスク管理においても金庫業界のALM（資産・負債の総合管理）システムを利用し、健全な資産・負債のバランス、収益体制の維持・管理の充実に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、「金利、為替、株式などの様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産、負債の価値が変動し、損失を被るリスク」をいい、その金融商品等に付随する信用リスク等のリスクを含めて市場リスクといえます。

1. 金利リスク
金利変動に伴い損失を被るリスク。資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。
2. 価格変動リスク
保有する有価証券等の価格の変動に伴って、資産価値が減少するリスク。
3. 為替リスク
為替相場の影響により、保有する有価証券等の資産価値が減少または損失を被るリスク。
4. 信用リスク
財務状況の悪化等により格付けが引き下げとなり、保有する有価証券等の資産価値が減少または損失を被るリスク。
当金庫では、経済、金利見通しなどに金庫業界のALM（資産・負債の総合管理）システムを利用し、運用調達の方策を策定、実行しております。

オペレーショナル リスク

オペレーショナル・リスクとは、金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）および金庫自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクおよび風評リスク）をいいます。

事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。

法務リスク

金庫経営、金庫取引に係る法令、金庫規則等に違反する行為（法令等違反行為）ならびにそのおそれのある行為が発生することで、金庫の信用の失墜を招くことにより、金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（給与・賞与・手当・解雇等の問題）および差別的行為（セクシュアルハラスメント等）により、金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

基幹システムであるオンラインシステムの信頼性・安全性・効率性の向上に努めております。

また、「オンライン障害時の事務取扱要領」「コンテンツジェンシー・プラン（災害時等危機管理計画）」を定め障害時等の事務に支障のないよう努めております。

有形資産リスク

災害その他の事象により有形資産の毀損・損害が生じるリスクをいいます。

風評リスク

金庫の評判の悪化や風説の流布等で、信用が低下することにより、金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

当金庫では監査部門が定期的に臨店監査を実施するほか、営業店に対しては、月例の店内監査実施を義務付けております。また、日常の事務ミス防止のための内部規程を整備するなど、事故を未然に防止するため万全の体制をとっております。

コンプライアンス（法令等遵守）体制

<コンプライアンス（法令等遵守）への取組みについて>

法令等遵守とは、当金庫においては、単に「法令遵守」に限らず、信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関として公共的使命を果たしていくため、「してはならないこと」「するのが適切でないこと」「しないほうがよいこと」を行わないとする倫理観をも含め「法令（法律、施行規則等）、規程その他ルールはもとより、社会規範をも遵守する」ことをいいます。

当金庫では、金庫業務の健全性および適切性を確保するため、経営の最重要課題の一つとして位置付け、遵守に努めてまいります。

<利益相反管理方針について>

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、利益相反管理方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客様の利益を保護するとともにお客様からの信頼を向上させるため、利益相反管理方針をホームページに公表するとともに、役員職員等を対象に利益相反管理について研修等を実施いたしました。

1. 当金庫は、お客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれがある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、また、これらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客様の取引との条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客様の取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役員職員等を対象に研修・教育等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

<反社会的勢力に対する基本方針について>

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求については断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役員職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

<当金庫の金融商品に係る勧誘方針について>

当金庫は、平成19年9月施行の「金融商品取引法」に基づき、利用者保護等を極めて重要であると認識し、規程等の整備を行うとともに、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき金融商品の販売等に際しては、下記事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ってまいります。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決め頂きます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をして頂くために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役員職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお申し出ください。

<個人情報保護に関する法律に対する対応について>

当金庫は、「個人情報の保護と利用に関する規程」等を制定、個人情報の適切な保護と利用を図るため個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を店頭やホームページで公表しております。

今後も、個人情報（顧客情報）の取扱いは、顧客保護等管理の一環として細心の注意を払ってまいります。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部で受け付けております。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

宮古信用金庫 総務部					
住 所	〒 027-0082 岩手県宮古市向町 2-46			受付時間	信用金庫営業日 9:00～17:00
T E L	0193-62-2400	F A X	0193-63-2500	受付媒体	電話、手紙、面談

※お客様の個人情報や苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほか、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けております。詳しくは上記総務部にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）					
住 所	〒 103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7			受付時間	信用金庫営業日 9:00～17:00
T E L	03-3517-5825		受付媒体	電話、手紙、面談	

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫総務部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
T E L	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日	月～金（祝日、年末年始除く）	月～金（祝日、年末年始除く）	月～金（祝日、年末年始除く）
時 間	9:30～12:00、13:00～15:00	10:00～12:00、13:00～16:00	9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、次の（1）、（2）の方法によりお客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部にお尋ねください。

- （1）現地調停
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
例えば、お客様は、岩手弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。
- （2）移管調停
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。
例えば、仙台弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応
当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。
 - （1）営業店及び各部署に責任者をおくとともに、総務部がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
 - （2）苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及び総務部が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
 - （3）苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を行います。
 - （4）お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
 - （5）紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
 - （6）お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
 - （7）苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
 - （8）苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
 - （9）お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

主な商品・サービスのご案内

《主な預金業務について》

種 類	内 容 ・ 特 色
総合口座	一冊の通帳に普通預金と定期預金をセット。イザという時には定期預金の90%、最高200万円まで自動的にご融資が利用いただけます。
普通預金	給料や年金のお受取り、公共料金の自動引落とし等にご利用できます。キャッシュカードをご利用になれば、全国の信用金庫・銀行などでお引出しができます。
決済用普通預金（無利息型）	決済用預金の3要件（無利息・要求払い・決済サービス）を満たした普通預金です。なお、預金保険制度により全額保護されます。
教育資金一括贈与専用普通預金	教育資金の一括贈与の非課税措置（平成25年10月1日～31年3月31日）の適用を受けるための専用口座です。（1円以上1,500万円以下）
結婚・子育て資金一括贈与専用普通預金	結婚・子育て資金一括贈与の非課税措置（平成27年9月1日～31年3月31日）の適用を受けるための専用口座です。（1円以上1,000万円以下）
当座預金	手形や小切手をご利用いただくための預金です。会社・商店のお取引に便利です。なお、預金保険制度により全額保護されます。
貯蓄預金	普通預金の便利さと定期預金のような有利さをセットし、お預け入れの残高によって利率が変わる出し入れ自由な預金です。普通預金と貯蓄預金との間で自動振替（スウィング）ができます。
納税準備預金	納税資金を計画的にご準備していただく預金です。お利息は非課税ですが、納税以外でご利用の際は、お利息が課税の対象になります。
通知預金	まとまった資金の短期運用に最適です。据置期間7日以上で、お引出しの際は2日前までにご通知が必要です。
定期預金	まとまったお金を有利に増やせるお利息がお得な預金です。
スーパー定期預金	自由金利預金です。期間は1ヵ月～5年以内、1,000万円未満の資金の運用に適した預金です。
大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の運用として1ヵ月～5年以内の期間が自由に選べる預金です。
期日指定定期預金	1年複利で、最長3年までお預入れいただけます。お預入れ後1年を経過すると、1ヵ月前のご連絡で、いつでもお引出しにいただけます。
変動金利定期預金	市場金利の動向に合わせて、6ヵ月ごとに金利が変動する定期預金です。お預かり期間は1年～3年となっています。
しんさん年金優遇定期預金「おもいやり」	当金庫で年金をお受取りいただいている方への金利優遇定期預金です。期間は1年で300万円までご利用いただけます。
会員優遇定期預金「しんさんメンバーズ」	当金庫の出資会員で個人の方を対象にした金利優遇定期預金（預入金額：10万円以上200万円以下）です。期間3年の自動継続で、店頭表示金利に年0.03%上乗せした利率でお預入れいただけます。
積立定期預金	満期日を設定いただき、期間内はいつでも好きな時に1回あたり1,000円以上を積立できます。
定期積金	事業の拡張資金、住宅の新築・増改築資金、結婚資金などを計画的に準備する預金です。
スーパー積金	目的にあわせ期間を自由に決めて毎月決まった金額をお積立いただく預金です。契約時の利率は満期まで変わりません。期間は6ヵ月から5年までです。
年金受給者専用隔月積金「浪漫くらぶ」	当金庫で年金をお受取りいただいている方への金利優遇定期積金です。年金受給月に掛け金を払い込みいただきます。
女性専用自由金利型定期積金 女性専科「エレガンス」積金	期間1年8ヵ月（掛込回数20回）の女性専用の定期積金です。契約者の方へは、「エレガンス旅行」への参加ご案内を差し上げています。

（平成28年7月末現在）



平成28年度新入職員入庫式

主な商品・サービスのご案内

〈主な融資商品について〉

種 類	内 容 ・ 特 色
みやしんカードローン	お使いみちは自由、カードで必要なときにATMからローンが受けられます。 (ご利用限度額 10万円～300万円、10万円単位)
カードローンS	お使いみちは自由、カードで必要なときにATMからローンが受けられます。 (ご利用限度額 100万円・200万円・300万円)
しんきんきゃつする	お使いみちは自由、カードで必要なときにATMからローンが受けられます。 (ご利用限度額 50万円～500万円、10万円単位)
〔金利選択型〕 しんきん住宅ローン	住宅(土地・建物)の購入、新築増改築、借換資金等にご利用いただけます。 (固定金利選択型・変動金利型 50万円以上8,000万円以内(借地上の建物の場合は3,000万円以内)、期間1年以上35年以内)
みやしん住宅ローン (全国保証(株)保証付)	住宅(土地・建物)の購入、新築増改築、借換資金等にご利用いただけます。 (変動金利型・固定金利選択型 100万円以上1億円以内(ただし保証会社の定める担保評価額の200%以内)、期間2年以上35年以内)
全期間固定金利住宅ローン	住宅(土地・建物)の購入、新築増改築、借換資金等にご利用いただけます。 (全期間固定金利方式・100万円以上5,000万円以内、期間1年以上35年以内)
住宅ローン〔復興〕	地域復興支援住宅ローンとして、新築・中古住宅・土地の購入、増改築・リフォーム資金、借換資金等にご利用いただけます。被災者特例として取扱手数料の優遇がございます。 (変動金利型 50万円以上5,000万円以内 500万円以内の場合無担保扱い可、期間35年以内)
しんきん無担保住宅ローン	最高1,500万円まで担保・保証人不要で自宅の購入・リフォーム資金、住宅ローンの借換資金等にご利用いただけます。 (期間3ヵ月以上20年以内)
しんきん教育プラン	入学金、授業料等の学校納付金およびアパート代等教育に必要な資金にご利用いただけます。 (ご融資金額1,000万円以内、期間3ヵ月以上16年以内)
極度型教育ローン 〔学資応援団〕	教育資金を必要とするお客様にあらかじめ貸付予約枠を設定いただけます。極度額以内であれば何度でも必要なだけお借入ができます。在学期間中は元金返済の据え置きも可能です。(ご利用限度額100万円～500万円、50万円単位)
しんきんカーライフプラン	新車、中古車購入資金、免許取得費用、車検・修理費用等にご利用いただけます。 (1,000万円以内、期間3ヵ月以上10年以内)
マイカーローンモア	新車、中古車購入資金、免許取得費用、車検・修理費用等にご利用いただけます。 (10万円以上500万円以内、期間8年以内)
フリーローンS	お使いみちは自由です。事業資金は除きます。(10万円以上300万円以内、期間7年以内)
オールマイティ	お使いみちは自由です。事業資金にもご利用いただけます。(10万円以上300万円以内、期間6ヵ月以上7年以内)
しんきん個人ローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。(500万円以内、期間3ヵ月以上10年以内)
しんきん福祉プラン	親族のための介護用機器購入等費用や老人ホーム入居一時金などの資金にご利用いただけます。(500万円以内、期間3ヵ月以上10年以内)
みやしん災害復旧ローン	東日本大震災で被災された個人の方が対象となります。家屋等の復旧にかかる資金を迅速に提供し地域の復興を支援いたします。(500万円以内、期間3ヵ月以上10年以内)
シニアライフローン	満60歳以上で最終返済時の年齢が満80歳以下の方を対象のローンです。充実したシニアライフにお役立てください。 (100万円以内、期間3ヵ月以上10年以内)
事業者カードローン	運転資金・設備資金をご利用限度内ならいつでもカードで、何回でもご利用いただけます。
事業資金融資	割引手形(一般商業手形の割引)、手形貸付(仕入資金など短期資金の融資)、証書貸付(設備資金などの長期資金の融資)、当座貸越(事業資金の自動融資)の取扱いをしております。
スモールビジネスローン	50万円以上300万円以内で事業に必要な運転資金・設備資金(借換資金可)としてご利用いただけます。(期間6ヵ月以上5年以内)
みやしん絆	地域復興支援融資として、原則、無担保で事業の運転資金・設備資金をご融資いたします。 (300万円以内、手形貸付1年以内、証書貸付5年以内)
しんきんプロGRESS	当金庫会員である法人企業・個人事業主のお客様を対象に、スコアリング審査にて岩手県信用保証協会保証による事業資金をご融資いたします。
代理業務と制度融資	信金中央金庫・日本政策金融公庫などの代理業務と岩手県・宮古市・釜石市・山田町の制度融資を取扱っております。

〈国債窓販業務〉

種 類	内 容 ・ 特 色
国債等の窓口販売	お客様の多様化する資産運用ニーズに対応するため、個人向け国債窓口販売を行っています。非課税制度(マル優・特別マル優)がご利用いただけます。

〈保険窓販業務〉

種 類	内 容 ・ 特 色
生命保険	個人年金保険・一時払終身保険・長期準払保障商品、事業者向け定期保険・医療保険をお取り扱いしております。
損害保険	火災保険(住宅ローン関連)・自動車保険をお取り扱いしております。

〈為替業務〉

種 類	内 容 ・ 特 色
送金 振込 取立	当金庫本支店をはじめ、全国各地の金融機関のご指定の口座へ迅速にお振込ができます。ATMによるお振込もお取り扱いしております。また、金融機関の手形・小切手もお取立ていたします。

(平成28年7月末現在)

《サービス業務》

種 類	内 容 ・ 特 色
キャッシュカードサービス	キャッシュカードで全国の信用金庫のCD・ATMでご入金、ご出金、残高照会ができます。また、全国キャッシュサービス「MICS」マークのある金融機関でご出金、残高照会ができます。
自動支払い	公共料金、各種保険料、クレジットカード利用代金等をご指定の口座から自動的に支払われます。
自動受取り	お給料、各種年金、配当金等が自動的にご指定の預金口座に振込まれます。安全、確実、振込まれたその日から預金としてお利息がつき、キャッシュカードでお引き出しできます。
クレジットカード	VISAカードの取次業務を行っております。日本国内のみでなく世界中でご利用いただけます。
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後、お店の売上金などをその日のうちにお預かりします。翌営業日には、ご指定の預金口座へ入金いたします。
アンサーサービス	お使いのFAXや電話に振込入金や取立入金のご連絡を自動的に送ります。また、口座の残高や取引履歴の照会ができます。
テレホンバンキング	いつでも、どこでも電話1本で残高照会、入出金明細照会、振込・振替ができます。ただし、キャッシュカードをお持ちの口座に限ります。
ホームバンキング ファームバンキング	設置の端末機の操作で当金庫本店をはじめ全国各地の金融機関への振込ができますから、ご来店の手間が省け、資金の効率化に役立ちます。また、総合振込、給与振込等のサービスもお取り扱いできます。
インターネット（個人・法人） バンキング（I B）	自宅等のパソコン、モバイル端末、携帯電話からインターネットを利用して、預金口座の残高照会、入出金明細照会、振込・振替等を行うサービスです。
マルチペイメント(MPN)	I Bを利用して国庫金等のお支払いができます。
toto（スポーツ振興くじ）	当選金の払い戻し業務を行っております。本店及び大渡支店でお取り扱いしております。
日本銀行歳入代理店	法人税、所得税、消費税等国税の納付が、全店で可能です。また、自動振替のお取り扱いをしております。
外国通貨の両替	外国紙幣との両替のお取り扱いをしております。海外へお出かけの際などにご利用ください。本店でお取り扱いしております。
しんきん電子マネー チャージサービス	お客様の預金口座から携帯電話やスマートフォンに電子マネー（E d y）をチャージ（入金）できるサービスです。
でんさいネットサービス	株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）が手形に代わる新たな決済手段として提供する「電子記録債権（でんさい）」を利用するためのサービスです。当金庫ホームページから簡単に「発生・譲渡・支払」といった取引を安全かつ便利にご利用いただけます。

（平成28年7月末現在）

商品利用にあたっての留意事項

商品のご利用にあたっては、変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下したり、中途のご解約により金利の変更や手数料を伴う場合もありますので、必ず商品概要説明書等をご確認ください。

また、都合により、やむを得ず取扱いをとり止めさせていただく場合があります。

なお、これらの商品についてのご質問は、当金庫本支店の窓口、渉外担当者または電話相談窓口（0193-62-2400・当金庫営業推進部業務推進課内）で承ります。



手数料のご案内

振込手数料 (1件につき)

振込の種類		金額区分	窓口取扱分	ATM取扱分	HB・FB・IB取扱分
同一店舗内 ※1	—	3万円未満	108円	無料	無料
		3万円以上	324円	無料	無料
本支店あて ※2	電信	3万円未満	216円	108円	108円
		3万円以上	432円	324円	324円
他金融機関 あて	電信	3万円未満	540円	432円	432円
		3万円以上	756円	648円	648円
	文書	3万円未満	540円		
		3万円以上	756円		

- ※1 田老支店(本店窓口取扱分)の同一店舗内窓口取扱分は、無料とします。
 ※2 田老支店あての本支店間振込窓口取扱分は、同一店舗内の料金とします。
 ※3 ATM振込を他行カードでご利用の場合、ATM利用手数料として108円がかかります。

送金手数料 (1件につき)

	手数料
電信扱い	864円
普通扱い	648円

代金取立手数料 (1通につき)

	手数料	
同一手形 交換所外	他金融機関あて 至急扱い	864円
	普通扱い	648円
	本支店間	432円
同一手形交換所内(自店分以外)		216円

他店券取扱手数料 (1通につき)

	手数料
同一手形交換所内(本支店間以外)	216円

例外扱い諸手数料 (1件あるいは1通につき)

	手数料
不渡手形返却料	648円
取立手形組戻料	648円
取立手形店頭呈示料	648円
送金・振込の組戻料	648円

ATM利用手数料

種類	利用時間	出金手数料	入金手数料
当金庫 カード	平日	8:00~8:45	無料
		8:45~18:00	
		18:00~21:00	
	土曜日	8:45~19:00	108円
日曜日・祝休日	9:00~19:00		
他金庫 カード	平日	8:00~8:45	108円
		8:45~18:00	無料
		18:00~21:00	
	土曜日	8:45~19:00	108円
日曜日・祝休日	9:00~19:00		
他行 カード	平日	8:00~8:45	216円
		8:45~18:00	108円
		18:00~21:00	
	土曜日	8:45~19:00	216円
日曜日・祝休日	9:00~19:00		
ゆうちょ カード	平日	8:00~8:45	216円
		8:45~18:00	108円
		18:00~21:00	216円
	土曜日	8:45~9:00	216円
		9:00~14:00	108円
		14:00~19:00	
日曜日・祝休日	9:00~19:00	216円	

両替手数料

両替枚数	手数料
100枚以下	無料
101枚~500枚	216円
501枚~1,000枚	324円
1,001枚~2,000枚	540円
2,001枚~3,000枚	864円
3,001枚以上	1,000枚ごとに324円加算

- ※同時(日)に複数の両替を依頼される場合は、1回としてその合計枚数に応じた手数料を申し受けます。
 ※預金口座へ入金後、直ちに金種を指定して払戻す場合など、実質両替と変わらないお取引も対象とさせていただきます。

両替機利用手数料

項目	手数料
両替機専用カード利用手数料(年額)	16,848円
両替機専用カード再発行手数料(1枚)	1,080円

しんきん携帯電子マネーチャージサービス手数料 (1回あたり)

項目	手数料
15,000円未満	54円
15,000円以上	無料

その他手数料

項目	手数料
当座関連手数料	
普通当座手形用紙(1冊)	432円
小切手帳(1冊)	432円
専用手形当座開設料	3,240円
専用手形発行手数料(1枚)	540円
再発行手数料	
通帳・証書再発行(1冊)	1,080円
CD・ローンカード再発行(1枚)	1,080円
国債窓販保護預り手数料(年額)	1,296円
個人向け国債窓販保護預り手数料	無料
株式等払込手数料	払込金の1000分の2×108%
証明書等発行手数料	
残高証明書・利息証明書	
都度発行(1通あたり)	432円
定例発行(1通あたり)	216円
残高証明書(監査法人向け)	1,080円
取引証明書(1件あたり)	1,080円
取引明細表(1枚あたり)	108円
個人情報開示手数料	540円
夜間金庫使用手数料	
月額基本料	1,080円
入金帳(1冊)	2,160円
テレホンバンキング契約手数料(月額)	216円
ホームバンキング基本手数料(月額)	540円
ファームバンキング基本手数料(月額)(ホームバンキング含む)	2,160円
個人インターネットバンキング基本手数料(月額)	216円
法人インターネットバンキング基本手数料(月額)オンライン(照会、振込・振替)のみ利用	1,080円
法人インターネットバンキング基本手数料(月額)データ伝送も利用(すべて利用)	2,160円
貯蓄預金払戻回数超過手数料	無料

- ※でんさいネット関係手数料につきましては店頭、ホームページをご確認下さい。

融資関係手数料

住宅ローン手数料

項 目		手数料	
新規取扱手数料	しんきん保証基金付住宅ローン	融資金額 1,000 万円以下	54,000 円
		融資金額 1,000 万円超	108,000 円
	しんきん無担保住宅ローン しんきんリピートプラン (無担保住宅)	融資金額 500 万円以下	無料
		融資金額 500 万円超	10,800 円
	しんきんキャップローン	融資金額 1,000 万円以下	54,000 円
		融資金額 1,000 万円超	108,000 円
	全国保証 (株) 付住宅ローン	全国保証 (株) 分	54,000 円
		当金庫分	10,800 円
	全期間固定金利住宅ローン	融資金額 1,000 万円以下	54,000 円
		融資金額 1,000 万円超	108,000 円
アパートローン	融資金額 1,000 万円以下	54,000 円	
	融資金額 1,000 万円超	108,000 円	
	融資金額 3,000 万円超	216,000 円	
その他住宅資金	融資金額 1,000 万円以下	54,000 円	
	融資金額 1,000 万円超	108,000 円	
固定金利選択手数料	固定金利再選択時手数料 [しんきん保証基金付住宅ローン・全国保証 (株) 付住宅ローン]	5,400 円	
条件変更手数料	全ての条件変更	5,400 円	
繰上償還手数料 (しんきん無担保住宅ローン、しんきんリピートプラン(無担保住宅)含む)	変動期間中		
	一部繰上償還	全額繰上償還 [償還年数 3 年以内]	3,240 円
		全額繰上償還 [償還年数 3 年超 5 年以内]	2,160 円
		全額繰上償還 [償還年数 5 年超 7 年以内]	1,080 円
		全額繰上償還 [償還年数 7 年超]	無料
		固定期間中	
	一部繰上償還	全額繰上償還 [残債額 100 万円以上]	21,600 円
		全額繰上償還 [残債額 100 万円未満]	32,400 円
			無料

不動産担保事務取扱手数料

項 目	手数料	
	営業区域内担保	営業区域外担保
住宅ローン以外の担保設定の場合	1,000 万円未満	10,800 円
	1,000 万円以上～5,000 万円未満	21,600 円
	5,000 万円以上	32,400 円
住宅ローン以外の担保設定の場合	①追加担保・一部放棄・極度額変更・順位変更・譲渡等変更の都度	
	②上記①に約定変更が伴う場合 【返済方法・期限延期・保証人変更・債務者変更 (死亡時を除く)】	

その他事務取扱手数料

項 目	手数料	
融資予定証明書発行手数料	5,400 円	
信用金庫抄本・印鑑証明書 (資格証明書含む)	1,080 円	
割引手形 (1 枚につき)	当金庫手形	108 円
	他行手形	216 円
見合手形 (1 枚につき)	当金庫手形	108 円
	他行手形	216 円
手形貸付 (新規・書替手形 1 枚につき)	108 円	
証書貸付 (融資案件 1 件につき) ※ただし、不動産担保扱い・保証付消費者ローン等は除く	108 円	
流動資産担保管理手数料	個別担保	2,160 円
	根保証 (当座貸越)	10,800 円

☆取扱い手数料等の詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。
(上記手数料には消費税相当額が含まれております。)

(平成28年7月末現在)

平日夕方5時まで 月曜日は夜7時まで営業!
～毎月、第3日曜日も営業中～

みやしん駅前相談プラザ【駅前支店2階】

営業時間

(平日)
月曜日 午前 9:00 ～午後 7:00
火～金曜日 午前 9:00 ～午後 5:00
(休日営業)
原則第3日曜日 午前 9:00 ～午後 4:00

プラザでは、駅前支店だけではなく市内全店のご相談を受けることができます。落ち着いた雰囲気でお金に関するご相談をゆっくりとしていただけます。
ぜひとも、お立ち寄りください!!



営業地区・店舗網

当金庫は、宮古市・釜石市・下閉伊郡全域・上閉伊郡大槌町を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

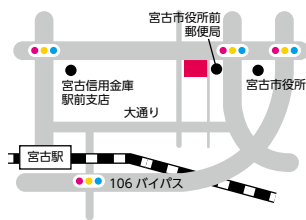
地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

営業地区一覧

岩手県宮古市
釜石市
下閉伊郡山田町
岩泉町
田野畑村
普代村
上閉伊郡大槌町

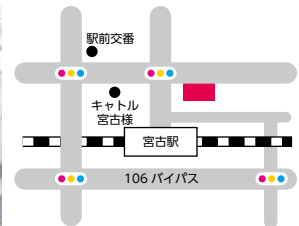


本部・本店営業部



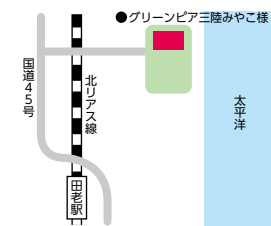
〒027-0082 宮古市向町 2-46
本店営業部 TEL 0193-62-1021 FAX 0193-64-4430
本部 TEL 0193-62-2400 FAX 0193-63-2500
・toto 払出し業務取扱店

駅前支店・みやしん駅前相談プラザ



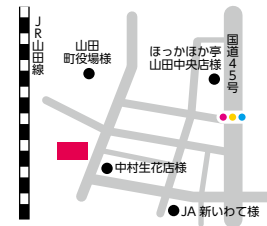
〒027-0084 宮古市末広町 7-26
駅前支店 TEL 0193-62-5634 FAX 0193-62-5636
相談プラザ TEL 0193-62-5633 FAX 0193-64-5131

田老支店



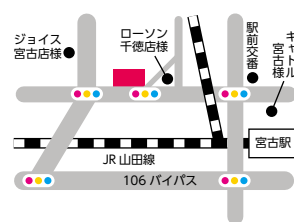
本店内に臨時窓口
〒027-0306 宮古市田老字川向 63-1
(仮設事務所・ATM設置含むグリーンピア三陸みやこ内)
TEL 0193-62-1021 FAX 0193-64-4430

山田支店



〒028-1332 下閉伊郡山田町中央町 5-4
(仮営業所・旧山田病院内)
TEL 0193-82-2455 FAX 0193-82-2116

千徳支店



〒027-0054 宮古市太田 1 丁目 3-3
TEL 0193-63-1311 FAX 0193-63-1312

大渡支店



〒026-0025 釜石市大渡 1 丁目 1-4
TEL 0193-22-1405 FAX 0193-24-2109
・toto 払出し業務取扱店

店舗ATM・店舗外ATMのご案内

○店舗ATM取扱時間

店舗名	所在地	電話番号/FAX	平日	土曜日	日曜・祝日
本店	〒027-0082 宮古市向町 2-46 ・toto 払出し業務取扱店	TEL 0193-62-1021 FAX 0193-64-4430	8:30～20:00	8:45～17:00	9:00～17:00
駅前支店	〒027-0084 宮古市末広町 7-26	TEL 0193-62-5634 FAX 0193-62-5636	8:00～21:00	8:45～17:00	9:00～17:00
みやしん駅前相談 プラザ	駅前支店 2階	TEL 0193-62-5633 FAX 0193-64-5131	営業時間 ○平日 月曜日 9:00～19:00 火～金 9:00～17:00 ○休日営業日 原則第3日曜日 9:00～16:00		
田老支店	本店内に臨時窓口 〒027-0306 宮古市 田老字川向 63-1 (仮設事務所・ATM設置含むグ リーンピア三陸みやこ内)	TEL 0193-62-1021 FAX 0193-64-4430	9:00～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
			仮事務所「お客様相談所」 毎週月・木曜日 9:00～14:00 地区担当者が田老地区を毎日訪問活動しています。		
山田支店	〒028-1332 下閉伊郡山田町中央町 5-4 (仮営業所・山田町八 幡町 12-9 旧山田病院内)	TEL 0193-82-2455 FAX 0193-82-2116	休止中	休止中	休止中
千徳支店	〒027-0054 宮古市太田 1 丁目 3-3	TEL 0193-63-1311 FAX 0193-63-1312	8:45～21:00	8:45～17:00	9:00～17:00
大渡支店	〒026-0025 釜石市大渡 1 丁目 1-4 ・toto 払出し業務取扱店	TEL 0193-22-1405 FAX 0193-24-2109	8:45～20:00	8:45～17:00	9:00～17:00

※田老支店は、グリーンピア三陸みやこ内にATM・仮設事務所を設置し、お客様相談所として運用しております。

○店舗外ATMコーナー（共同含む）

店外自動機出張所名	平日	土曜日	日曜・祝日
西町出張所	8:45～20:00	8:45～17:00	9:00～17:00
河南出張所	8:45～21:00	8:45～17:00	9:00～17:00
みなみ出張所	8:45～21:00	8:45～19:00	9:00～19:00
佐原出張所	8:45～20:00	8:45～17:00	9:00～17:00
宮古市役所出張所	8:45～19:00	8:45～17:00	—
宮古サービスセンター出張所（県立宮古病院内）	9:30～18:00	9:30～17:00	—
マリンコープドラ出張所（宮古市小山田）	10:00～20:00	10:00～20:00	9:00～20:00
中央町出張所（山田町びはんプラザ駐車場内）	9:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
上中島出張所（サンデー釜石駐車場内）	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00

しんきん ゼロネットサービス

信用金庫のキャッシュカードは、全国の信用金庫が所有する
自動機（ATM・CD）で、利用手数料が無料です
《ゼロネットサービスタイム》

●平日 8:45～18:00 お引当・お預け入れ

- ・上記以外の時間帯および土・日・祝日のATMのご利用には所定の手数料が必要です。
- ・本サービスの対象とならない信用金庫ATMが一部ございます。



信金中央金庫 ～信用金庫のセントラルバンク～

Shinkin Central Bank

信金中央金庫(信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として昭和25年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫のセントラルバンク」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、平成28年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約30兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。

地域金融に貢献



上記計数は、平成28年3月末現在

上記計数は、平成28年3月末現在 (速報)

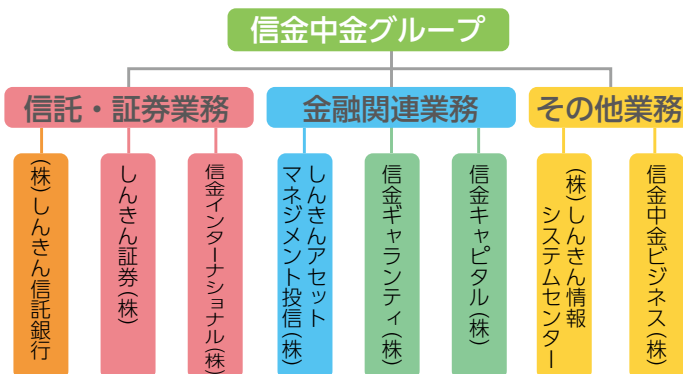
個別金融機関としての役割

- ▽総合的な金融サービスを提供する金融機関
信金中金グループとして
総合的な金融サービスを提供
- ▽わが国有数の機関投資家
約34兆円にのぼる巨大な運用資産
- ▽地域社会に貢献する金融機関
地公体向け融資・PFI・代理貸付など

信用金庫のセントラルバンクとしての役割

- ▽信用金庫の業務機能の補完
中小企業金融等のサポート、業界ネットワークを活用した信用金庫取引先支援、市場関連業務や決済業務、人材育成のサポート等
- ▽信用金庫業界の信用力の維持・向上
経営相談、ALM・リスク管理支援、情報提供等

総合力で地域金融をバックアップ



邦銀トップクラスの格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ (Moody's)	A1
スタンダード&プアーズ (S&P)	A
格付投資情報センター (R&I)	A+
日本格付研究所 (JCR)	AA

平成28年4月末現在

CONTENTS



- 最近5年間の主要な経営指標の推移・・・・・・・・・・ 31
- 主要な業務の状況を示す指標・・・・・・・・・・ 31
 - 1. 業務粗利益
 - 2. 利鞘
 - 3. 資金運用収支の内訳
 - 4. 受取・支払利息の増減
 - 5. 利益率
- 預金に関する指標・・・・・・・・・・ 32
 - 1. 預金積金及び譲渡性預金平均残高
 - 2. 定期預金残高
- 貸出金等に関する指標・・・・・・・・・・ 33
 - 1. 貸出金平均残高
 - 2. 貸出金残高
 - 3. 貸出金の担保別内訳
 - 4. 債務保証見返の担保別内訳
 - 5. 貸出金使途別残高
 - 6. 貸出金業種別内訳
 - 7. 貸出金償却
 - 8. 預貸率
- 有価証券に関する指標・・・・・・・・・・ 35
 - 1. 商品有価証券平均残高
 - 2. 有価証券の種類別の残存期間別の残高
 - 3. 有価証券平均残高
 - 4. 預証率
- 貸借対照表・・・・・・・・・・ 36
- 損益計算書・・・・・・・・・・ 41
- リスク管理債権、金融再生法開示債権・・・・・・・・ 42
 - 1. 信用金庫法に基づくリスク管理債権
 - 2. 金融再生法に基づく開示債権
- 自己資本に関する事項・・・・・・・・・・ 44
 - 1. 自己資本の構成に関する事項
 - 2. 定量的な開示事項
 - (1) 自己資本の充実度に関する事項
 - (2) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）
 - (3) 信用リスク削減手法に関する事項
 - (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
 - (5) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - (6) 出資エクスポージャーに関する事項
 - (7) 金利リスクに関する事項
- 有価証券の時価情報・・・・・・・・・・ 49
 - 1. 売買目的有価証券
 - 2. 満期保有目的の債券
 - 3. 子会社・子法人及び関連法人等株式
 - 4. その他有価証券
 - 5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券
- 金銭の信託・・・・・・・・・・ 50
 - 1. 運用目的の金銭の信託
 - 2. 満期保有目的の金銭の信託
 - 3. その他の金銭の信託
- デリバティブ取引・・・・・・・・・・ 51
- 会計監査人の監査報告・・・・・・・・・・ 51
- 財務諸表の適正性等の確認・・・・・・・・・・ 51
- 報酬体系について・・・・・・・・・・ 52

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：損益・千円、残高・百万円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経常収益	1,181,691	1,639,173	1,842,087	1,601,284	1,561,290
経常利益 (又は経常損失)	△ 1,327,730	510,802	604,325	544,427	406,367
当期純利益 (又は当期純損失)	△ 1,130,415	495,342	526,211	490,325	383,039
出資総額	5,344	5,334	5,335	5,332	5,328
普通出資金	344	334	335	332	328
優先出資金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
普通出資総口数	689,049 口	643,169 口	657,834 口	655,152 口	652,571 口
優先出資総口数	200,000 口	200,000 口	200,000 口	200,000 口	200,000 口
純資産額	10,389	10,900	11,371	11,828	12,205
総資産額	88,740	93,647	96,662	96,416	95,229
預金積金残高	67,456	72,041	74,708	74,196	72,720
貸出金残高	30,084	31,139	29,712	30,220	31,436
有価証券残高	17,593	17,451	18,474	18,016	17,093
単体自己資本比率	39.87%	35.46%	36.76%	38.50%	38.57%
出資に対する配当金 (出資1口当り)					
普通出資	0円	5円	5円	5円	5円
優先出資	0円	100円	100円	75円	75円
役員数	10人	10人	10人	10人	10人
うち常勤役員数	6人	6人	6人	6人	6人
職員数	83人	76人	79人	77人	79人
会員数	10,824人	10,672人	10,636人	10,542人	10,479人

- (注) 1. 「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当か否かを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
2. 「総資産額」は「債務保証見返」の額を控除して表示しております。

主要な業務の状況を示す指標

1. 業務粗利益

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
資金運用収支	994,775	979,063
資金運用収益	1,035,625	1,014,946
資金調達費用	40,850	35,882
役務取引等収支	68,882	59,300
役務取引等収益	129,978	128,581
役務取引等費用	61,095	69,281
その他の業務収支	72,453	33,243
その他業務収益	72,571	33,966
その他業務費用	117	723
業務粗利益	1,136,111	1,071,606
業務粗利益率	1.16%	1.09%

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(平成26年度582千円、平成27年度394千円)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

2. 利鞘

	平成 26 年度	平成 27 年度
資金運用利回	1.06%	1.03%
資金調達原価率	0.95%	0.96%
総資金利鞘	0.11%	0.07%

3. 資金運用収支の内訳

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

	平均残高		利息		利回り	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
資金運用勘定	97,293	98,274	1,035,625	1,014,946	1.06	1.03
うち貸出金	30,370	31,165	740,610	729,228	2.43	2.33
うち預け金	45,289	45,472	134,329	125,710	0.29	0.27
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	19,450	19,178	150,977	149,835	0.77	0.78
資金調達勘定	86,334	87,293	40,850	35,882	0.04	0.04
うち預金積金	77,567	78,103	28,346	24,172	0.03	0.03
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	10,223	10,175	13,086	12,104	0.12	0.11

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成 26 年度 18 百万円、平成 27 年度 11 百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成 26 年度 1,456 百万円、平成 27 年度 986 百万円)及び利息(平成 26 年度 582 千円、平成 27 年度 394 千円)を、それぞれ控除して表示しております。

4. 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	平成 26 年度			平成 27 年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	13,312	△ 30,828	△ 17,515	17,029	△ 38,172	△ 21,143
うち貸出金	7,884	△ 23,701	△ 15,816	18,603	△ 29,986	△ 11,382
うち預け金	△ 657	△ 7,540	△ 8,197	540	△ 9,159	△ 8,618
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	6,085	413	6,499	△ 2,115	973	△ 1,142
支払利息	197	△ 3,583	△ 3,385	108	△ 5,264	△ 5,155
うち預金積金	338	△ 2,466	△ 2,128	166	△ 4,339	△ 4,173
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 140	△ 1,116	△ 1,257	△ 57	△ 925	△ 982

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて案分する方法によっております。

5. 利益率

(単位：%)

	平成 26 年度	平成 27 年度
総資産経常利益率	0.54	0.40
総資産当期純利益率	0.49	0.38

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

1. 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
流動性預金	42,169	44,432
うち有利利息預金	34,371	36,044
定期性預金	34,848	33,051
うち固定金利定期預金	32,375	30,739
うち変動金利定期預金	57	40
その他の	548	619
計	77,567	78,103
譲渡性預金	—	—
合計	77,567	78,103

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

2. 定期預金残高

(単位：百万円)

		平成 26 年度	平成 27 年度
定	期 預 金	31,952	29,346
	固 定 金 利 定 期 預 金	31,894	29,309
	変 動 金 利 定 期 預 金	57	37
	そ の 他	—	—

貸出金等に関する指標

1. 貸出金平均残高

(単位：百万円)

		平成 26 年度	平成 27 年度
手	形 貸 付	1,584	1,217
証	書 貸 付	27,537	28,627
当	座 貸 越	1,116	1,180
割	引 手 形	131	140
合	計	30,370	31,165

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

2. 貸出金残高

(単位：百万円)

		平成 26 年度	平成 27 年度
貸	出 金	30,220	31,436
	固 定 金 利	17,019	18,672
	変 動 金 利	13,200	12,763

3. 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

		平成 26 年度	平成 27 年度
当	金 庫 預 金 積 金	665	592
有	価 証 券	35	29
動	産	—	—
不	動 産	9,918	9,391
そ	の 他	—	—
	計	10,619	10,013
信	用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	8,723	9,003
保	証	659	660
信	用	10,217	11,758
合	計	30,220	31,436

4. 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

		平成 26 年度	平成 27 年度
当	金 庫 預 金 積 金	—	—
有	価 証 券	—	—
動	産	—	—
不	動 産	20	12
そ	の 他	—	—
	計	20	12
信	用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	—	—
保	証	9	7
信	用	22	17
合	計	52	36

5. 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	平成 26 年度		平成 27 年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
運 転 資 金	14,070	46.6	14,928	47.5
設 備 資 金	9,179	30.4	9,066	28.8
個 人 消 費 資 金	1,832	6.1	2,000	6.4
個 人 住 宅 資 金 関 連	5,137	17.0	5,440	17.3
合 計	30,220	100.0	31,436	100.0

6. 貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

業種区分	平成 26 年度			平成 27 年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	90	3,001	9.9	92	3,291	10.4
農 業、林 業	9	73	0.2	7	63	0.2
漁 業	11	141	0.4	9	131	0.4
鉱 業、採石業、砂利採取業	7	281	0.9	7	263	0.8
建 設 業	142	2,934	9.7	147	2,832	9.0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	1	4	0.0	1	3	0.0
運 輸 業、郵 便 業	24	631	2.0	25	653	2.0
卸 売 業、小 売 業	161	2,328	7.7	166	2,466	7.8
金 融 業、保 険 業	12	1,006	3.3	9	1,289	4.1
不 動 産 業	87	4,646	15.3	89	4,364	13.8
物 品 賃 貸 業	4	172	0.5	4	143	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	7	13	0.0	6	19	0.0
宿 泊 業	11	206	0.6	11	217	0.6
飲 食 業	62	426	1.4	62	388	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	52	870	2.8	53	769	2.4
教 育、学 習 支 援 業	3	96	0.3	3	81	0.2
医 療、福 祉	20	1,050	3.4	21	793	2.5
そ の 他 の サ ー ビ ス	28	460	1.5	28	429	1.3
小 計	731	18,347	60.7	740	18,202	57.9
国・地方公共団体等	4	4,094	13.5	5	5,024	15.9
個 人	3,120	7,777	25.7	3,065	8,209	26.1
合 計	3,855	30,220	100.0	3,810	31,436	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

7. 貸出金償却

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
貸 出 金 償 却	860	2,525

8. 預貸率

(単位：%)

	平成 26 年度	平成 27 年度
期 末 預 貸 率	40.72	43.22
期 中 平 均 預 貸 率	39.15	39.90

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券に関する指標

1. 商品有価証券平均残高

・・・当金庫では商品有価証券を保有しておりません

2. 有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

科 目	年 度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	平成 26 年度	10	403	1,123	1,004	98	3,943	－	6,581
	平成 27 年度	－	708	808	700	98	3,933	－	6,249
地 方 債	平成 26 年度	400	601	100	－	400	－	－	1,502
	平成 27 年度	105	323	122	122	28	－	－	702
社 債	平成 26 年度	1,401	1,308	1,463	2,016	306	102	－	6,599
	平成 27 年度	602	917	2,175	2,423	416	202	100	6,837
株 式	平成 26 年度	－	－	－	－	－	－	7	7
	平成 27 年度	－	－	－	－	－	－	80	80
外 国 証 券	平成 26 年度	801	703	1,201	99	100	200	－	3,106
	平成 27 年度	601	201	1,594	－	300	400	－	3,096
その他の証券	平成 26 年度	16	2	－	－	44	－	55	118
	平成 27 年度	－	5	－	－	44	－	76	126
合 計	平成 26 年度	2,630	3,018	3,888	3,120	1,049	4,245	63	18,016
	平成 27 年度	1,309	2,155	4,700	3,245	888	4,536	256	17,093

3. 有価証券平均残高

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
国 債	7,111	6,853
地 方 債	2,233	2,248
短 期 社 債	－	－
社 債	6,762	6,797
株 式	49	72
外 国 証 券	3,157	2,993
そ の 他 の 証 券	135	213
合 計	19,450	19,178

4. 預証率

(単位：%)

	平成 26 年度	平成 27 年度
期 末 預 証 率	24.28	23.50
期 中 平 均 預 証 率	25.07	24.55

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

貸借対照表

<資産の部>

(単位：百万円)

科 目	89期 (27年3月末)	90期 (28年3月末)
現金	1,713	1,532
預け金	43,805	42,875
買入金銭債権	2,500	1,600
金銭の信託	473	500
有価証券	18,016	17,093
国債	6,581	6,249
地方債	1,602	702
社債	6,599	6,837
株式	7	80
その他の証券	3,224	3,223
貸出金	30,220	31,436
割引手形	127	86
手形貸付	1,283	1,454
証書貸付	27,576	28,664
当座貸越	1,231	1,231
その他資産	319	437
未決済為替貸	7	10
信金中金出資金	146	276
前払費用	3	3
未収収益	115	117
その他の資産	45	30
有形固定資産	457	443
建物	125	124
土地	116	116
その他の有形固定資産	214	201
無形固定資産	13	8
ソフトウェア	2	1
その他の無形固定資産	10	7
債務保証見返	52	36
貸倒引当金	△ 1,102	△ 697
(うち個別貸倒引当金)	(△ 813)	(△ 496)
資産の部合計	96,469	95,266

<負債および純資産の部>

(単位：百万円)

科 目	89期 (27年3月末)	90期 (28年3月末)
預金積金	74,196	72,720
当座預金	240	236
普通預金	38,354	39,780
貯蓄預金	370	353
通知預金	—	—
定期預金	31,952	29,346
定期積金	2,341	2,130
その他の預金	936	873
借入金	10,157	10,104
その他負債	102	73
未決済為替借	8	7
未払費用	55	37
給付補てん備金	1	1
未払法人税等	13	5
前受収益	9	11
払戻未済金	2	1
その他の負債	11	8
賞与引当金	27	26
退職給付引当金	49	40
役員退職慰勞引当金	15	18
睡眠預金払戻損失引当金	5	5
偶発損失引当金	26	19
繰延税金負債	8	13
債務保証	52	36
負債の部合計	84,640	83,061
出資金	5,332	5,328
普通出資金	332	328
優先出資金	5,000	5,000
資本剰余金	5,000	5,000
資本準備金	5,000	5,000
利益剰余金	1,479	1,844
利益準備金	116	165
その他利益剰余金	1,363	1,678
特別積立金	—	—
当期末処理損失 / 当期末処分剰余金	1,363	1,678
処分未済持分	△ 4	△ 1
会員勘定合計	11,806	12,170
その他有価証券評価差額金	21	35
純資産の部合計	11,828	12,205
負債および純資産の部合計	96,469	95,266

貸借対照表の注記

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～50年
その他 3年～20年

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）により償却しております。

6. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額

および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資委員会が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,534百万円であります。

8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（平成27年3月31日現在）

年金資産の額	1,659,830百万円
年金財政計算上の数理債務の額 と最低責任準備金の額との合計額	1,824,563百万円
差引額	△164,732百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成27年3月分）

0.0614%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高247,567百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金11百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額32百万円。
15. 有形固定資産の減価償却累計額672百万円。
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は43百万円、延滞債権額は1,303百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

17. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は1,347百万円であります。なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は86百万円であります。
21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	10,500百万円
有価証券	200百万円

担保資産に対応する債務

預金	224百万円
借入金	10,104百万円

上記のほか、為替決済の担保として、預け金1,500百万円を差し入れております。

22. 出資1口当たりの純資産額3,356円77銭。

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理規程等に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部審査課により行われ、また定期的に経営陣による常務会等で審議・報告を行っております。

さらに与信管理の状況については、融資部管理課がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクは、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫では、市場リスクに関する管理規程等に基づき、金融資産および金融負債の金利変動リスクを管理しております。

日常的には総合企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産および金融負債について、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産および金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、「金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた経済価値」は、当事業年度末現在、577百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫では、流動性リスク管理規程等に基づき、当金庫の資金調達・運用構造に適合した流動性リスクの管理体制を整備し、運営しております。日常の管理として、支払準備率や預金残高動向等のモニタリング管理により資金繰り状況を把握・管理しております。

また、緊急時に備えて、災害時等危機管理計画書を策定しており、万一の状況における支払準備に万全を期しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（注1）参照）。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (* 1)	42,875	42,986	111
(2) 買入金銭債権	1,600	1,600	—
(3) 金銭の信託	500	500	—
(4) 有価証券	16,998	17,797	799
満期保有目的の債券	7,249	8,049	799
其他有価証券	9,748	9,748	—
(5) 貸出金 (* 1)	31,436	—	—
貸倒引当金 (* 2)	△ 695	—	—
	30,741	31,673	932
金融資産計	92,714	94,557	1,842
(1) 預金積金 (* 1)	72,720	72,733	13
(2) 借入金 (* 1)	10,104	10,116	11
金融負債計	82,825	82,850	25

(* 1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。算出にあつては共同事務センターのシステムを使用しております。

(* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、残存期間が短期間（1年以内）のもの、もしくは金利が市場金利に連動するものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託のうち、満期が1年以内のものはその帳簿価額が時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。その他の金銭の信託については、信託財産の構成物を市場価格で評価し、当該評価額を時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25. から27. に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利子率として市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

その割引率は、当金庫の3月31日現在の店頭表示金利を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を直近3ヵ月間の当該借入金平均利回りで割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	44
組高出資金（*2）	50
合 計	94

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組高出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（*）	15,000	14,675	9,300	1,500
買入金銭債権	1,100	600	—	—
金銭の信託（*）	—	—	—	—
有価証券（*）	1,309	6,850	4,089	4,636
満期保有目的の債券	—	1,215	1,398	4,636
その他有価証券のうち満期があるもの	1,309	5,635	2,690	—
貸出金（*）	5,830	11,209	7,264	5,480
合 計	23,139	33,335	20,653	11,616

（*）預け金、金銭の信託、有価証券のうち期間の定めがないものまたは満期日がないものは含めておりません。貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（*）	26,177	4,207	0	18
借入金	10,052	52	—	—
合 計	36,230	4,260	0	18

（*）預金積金のうち、要求払預金は含めておりません。

25. 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	6,449	7,253	803
	国債	5,847	6,612	765
	地方債	100	104	4
	社債	502	535	33
	その他	200	201	1
	小計	6,649	7,455	805
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	600	594	△ 5
	小計	600	594	△ 5
合 計		7,249	8,049	799

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	6,633	6,575	58
	国債	401	399	1
	地方債	602	599	3
	社債	5,629	5,576	53
	その他	1,813	1,803	9
	小計	8,446	8,379	67
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	35	39	△ 4
	債券	705	707	△ 1
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	705	707	△ 1
	その他	559	572	△ 12
	小計	1,301	1,320	△ 19
合 計		9,748	9,699	48

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	56	1	9
債券	7,187	21	—
国債	2,732	6	—
地方債	3,530	13	—
社債	924	2	—
その他	675	4	0
合 計	7,918	27	10

27. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において減損処理を行った有価証券はありません。

28. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	500	—

29. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,721 百万円であり、このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 1,416 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金負債の発生の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 13 百万円

損益計算書

(単位：千円)

科目	89期 (26.4.1～27.3.31)	90期 (27.4.1～28.3.31)
経常収益	1,601,284	1,561,290
資金運用収益	1,035,625	1,014,946
貸出金利息	740,610	729,228
預け金利息	134,329	125,710
有価証券利息配当金	150,977	149,835
その他の受入利息	9,707	10,171
役員取引等収益	129,978	128,581
受入為替手数料	47,912	48,238
その他の役員収益	82,065	80,343
その他業務収益	72,571	33,966
外国為替売買益	1,114	—
国債等債券売買益	65,534	23,162
その他の業務収益	5,922	10,804
その他経常収益	363,109	383,796
貸倒引当金戻入益	287,546	353,410
償却債権取立益	40,658	13,022
株式等売買益	15,248	4,719
金銭の信託運用益	17,935	3,051
その他の経常収益	1,720	9,593
経常費用	1,056,856	1,154,922
資金調達費用	41,432	36,277
預金利息	27,257	23,348
給付補てん備金繰入額	1,088	823
借入金利息	13,086	12,104
役員取引等費用	61,095	69,281
支払為替手数料	18,081	17,754
その他の役員費用	43,013	51,526
その他業務費用	117	723
外国為替売買損	—	318
国債等債券売却損	—	—
その他の業務費用	117	404
経費	782,706	802,891
人件費	425,625	456,934
物件費	345,403	327,356
税金	11,677	18,599

(単位：千円)

科目	89期 (26.4.1～27.3.31)	90期 (27.4.1～28.3.31)
その他経常費用	171,504	245,749
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	860	2,525
株式等売却損	2,729	10,490
金銭の信託運用損	—	3,994
その他資産償却	86	—
その他の経常費用	167,828	228,738
経常利益	544,427	406,367
特別利益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	48,681	18,008
固定資産処分損	32,089	18,008
減損損失	16,500	—
その他特別損失	91	—
税引前当期純利益	495,746	388,359
法人税、住民税および事業税	5,421	5,320
当期純利益	490,325	383,039
前期繰越金	872,794	1,295,800
当期末処分剰余金	1,363,119	1,678,840

【剰余金処分計算書】

(単位：円)

科目	89期 (26.4.1～27.3.31)	90期 (27.4.1～28.3.31)
当期末処分剰余金	1,363,119,634	1,678,840,162
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	67,318,708	56,555,824
利益準備金	49,033,000	38,304,000
普通出資に対する配当金	3,285,708	3,251,824
優先出資に対する配当金	15,000,000	15,000,000
次期繰越金	1,295,800,926	1,622,284,338

(注) 89期は普通出資配当率1%、優先出資配当率0.15%、90期は普通出資配当率1%、優先出資配当率0.15%となっております。

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分・損失処理計算書は信用金庫法第38条1の規定により、会計監査法人(あずさ監査法人)の監査を受けております。

損益計算書の注記

- 注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. その他の経常費用には、債権売却損 210,029 千円を含んでおります。
 3. 出資1口当り当期純利益 562円50銭。

リスク管理債権、金融再生法開示債権

1. 信用金庫法に基づくリスク管理債権

◇破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度
破 綻 先 債 権 額 (A)	67	43
延 滞 債 権 額 (B)	1,815	1,303
合 計 (C) = (A) + (B)	1,883	1,347
担 保 ・ 保 証 額 (D)	808	653
回 収 に 懸 念 が あ る 債 権 額 (E) = (C) - (D)	1,075	694
個 別 貸 倒 引 当 金 (F)	811	496
同 引 当 率 (G) = (F) / (E)(%)	71.83%	71.47%

◇3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位：百万円)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度
3 ヲ 月 以 上 延 滞 債 権 額 (H)	-	-
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額 (I)	100	-
合 計 (J) = (H) + (I)	100	-
担 保 ・ 保 証 額 (K)	-	-
回 収 に 管 理 を 要 す る 債 権 額 (L) = (J) - (K)	100	-
貸 倒 引 当 金 (M)	33	-
同 引 当 率 (N) = (M) / (L)(%)	33.00%	-

◇リスク管理債権の合計額

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
(C) + (J)	1,983	1,347

(注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
- ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤ 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

2. 金融再生法に基づく開示債権

◇金融再生法開示債権

(単位：百万円)

	平成 26 年度		平成 27 年度	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	228	(0.8%)	138	(0.4%)
危険債権	1,657	(5.5%)	1,212	(3.8%)
要管理債権	100	(0.3%)	-	(0%)
正常債権	28,304	(93.4%)	30,142	(95.7%)
合 計	30,290	(100.0%)	31,494	(100.0%)

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

◇金融再生法開示債権の保全状況

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
金融再生法上の不良債権 (A)	1,985	1,351
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	228	138
危険債権	1,657	1,212
要管理債権	100	—
保 全 額 (B)	1,655	1,149
貸倒引当金 (C)	847	496
担保・保証等 (D)	808	653
保全率 (B) / (A) (%)	83.38%	85.05%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D)) (%)	71.96%	71.06%

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

《リスク管理債権・金融再生法開示債権・自己査定の関係》

区 分	リスク管理債権	金融再生法開示債権	自己査定
目 的	デスクロージャー	デスクロージャー	適切な償却・引当を行うための準備作業
対 象 資 産	貸出金	総与信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出金 ・ 債務保証見返 ・ 仮払金 ・ 未収利息 ・ 貸付有価証券 ・ 外国為替 ・ 金融機関保証付私募債 	総資産 ただし、当局による集計結果は総与信ベース
区 分 方 法	当金庫は債務者の客観的な状況による(債務者ベース)	債務者の状況に基づく(債務者ベース)	債務者の状況に基づく(債務者ベース) 【1】破綻先 【4】要注意先 【2】実質破綻先 【5】正常先 【3】破綻懸念先 に区分した上で、担保・保証による保全状況を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類(I～IV分類)
開 示 項 目	【1】破綻先債権額 【2】延滞債権額 【3】3ヵ月以上延滞債権額 【4】貸出条件緩和債権額 【5】合計額	【1】破産更生債権 【2】危険債権 【3】要管理債権(貸出金のみ) 【4】正常債権 【5】合計額	
担保・保証等により保全される部分の取扱い	担保・保証等により保全される部分も含まれる		担保・保証等による保全状況により分類区分を判断する
根 拠 法	信用金庫法第89条 (銀行法第21条)	金融再生法第7条	金融再生法第6条

自己資本に関する事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成 26 年度		平成 27 年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,788		12,152	
うち、出資金及び資本剰余金の額	10,332		10,328	
うち、利益剰余金の額	1,479		1,844	
うち、外部流出予定額 (△)	18		18	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 4		△ 1	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	288		201	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	288		201	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,077		12,353	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	2	10	3	5
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	2	10	3	5
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2		3	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	12,074		12,350	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	29,310		29,997	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,639		△ 1,489	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	10		5	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,650		△ 1,495	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	2,050		2,016	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	31,360		32,013	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	38.50%		38.57%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成 26 年度		平成 27 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	29,310	1,172	29,997	1,199
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	30,949	1,237	31,486	1,259
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	27	1	16	0
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	9,608	384	9,506	380
法人等向け	9,551	382	7,429	297
中小企業等向け及び個人向け	3,015	120	4,058	162
抵当権付住宅ローン	513	20	1,068	42
不動産取得等事業向け	3,342	133	3,897	155
3ヵ月以上延滞等	75	3	68	2
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	1,036	41	990	39
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	62	2	152	6
出資等のエクスポージャー	62	2	152	6
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	3,715	148	4,256	170
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,000	120	3,496	139
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	150	6	280	11
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	565	22	479	19
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化 (オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化 (オリジネーター以外)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	10	0	5	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,650	△ 66	△ 1,495	△ 59
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	0	0	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,050	82	2,016	80
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	31,360	1,254	32,013	1,280

注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く) においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しております。

<オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益 (直近 3 年間のうち正の値の合計額)}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 15\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・バ ランス取引		債券		デリバティブ取引			
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
製造業	3,331	3,422	3,031	3,358	300	-	-	-	3	3
農業、林業	88	69	88	69	-	-	-	-	-	-
漁業	197	189	197	189	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	281	263	281	263	-	-	-	-	0	0
建設業	3,156	3,052	3,056	2,952	100	100	-	-	29	26
電気・ガス・熱 供給・水道業	-	100	-	-	-	100	-	-	-	-
情報通信業	509	406	4	3	505	403	-	-	-	-
運輸業、郵便業	843	1,182	643	681	200	501	-	-	28	5
卸売業、小売業	3,749	3,760	2,548	2,645	601	500	-	-	65	20
金融業、保険業	51,321	52,057	1,007	1,301	6,120	6,517	-	-	-	-
不動産業	5,394	5,207	4,794	4,506	600	700	-	-	0	0
物品賃貸業	2,573	944	172	143	500	300	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	64	71	64	71	-	-	-	-	-	-
宿泊業	930	240	930	240	-	-	-	-	42	40
飲食業	96	524	96	524	-	-	-	-	0	11
生活関連サービ ス業、娯楽業	1,069	839	1,069	839	-	-	-	-	3	3
教育、学習支援業	231	81	231	81	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	532	809	532	809	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	1,119	1,192	510	482	601	701	-	-	-	-
国・地方公共団体等	12,833	12,110	4,096	5,026	8,358	7,034	-	-	-	-
個人	6,935	7,299	6,935	7,299	-	-	-	-	16	19
その他	2,289	2,088	-	4	-	-	-	-	-	-
業種別合計	97,550	95,916	30,290	31,498	17,888	16,859	-	-	191	130
1年以下	26,494	20,781	5,459	3,472	2,615	1,308	-	-	-	-
1年超3年以下	20,502	18,014	6,164	2,904	3,005	2,144	-	-	-	-
3年超5年以下	11,630	10,272	4,505	3,264	3,879	4,693	-	-	-	-
5年超7年以下	9,044	9,439	3,017	2,608	3,127	3,231	-	-	-	-
7年超10年以下	12,016	13,358	3,466	6,824	1,005	834	-	-	-	-
10年超	10,069	18,389	5,813	12,299	4,255	4,545	-	-	-	-
期間の定め のないもの	7,792	5,659	1,863	125	-	100	-	-	-	-
残存期間別合計	97,550	95,916	30,290	31,498	17,888	16,859	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成26年度	338	288	-	338
	平成27年度	288	201	-	288
個別貸倒引当金	平成26年度	1,083	813	32	1,051
	平成27年度	813	496	51	762
合計	平成26年度	1,422	1,102	32	1,390
	平成27年度	1,102	697	51	1,051

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
製造業	46	2	△44	88	2	91	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	73	51	△22	△2	51	49	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	-	0	0	-	-
建設業	385	348	△37	△303	348	44	-	2
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	15	14	△0	△11	14	3	-	-
卸売業、小売業	56	79	22	△41	79	38	0	-
金融業、保険業	7	0	△7	△0	0	-	-	-
不動産業	157	47	△110	△6	47	41	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	33	26	△6	△1	26	25	0	-
飲食業	2	2	△0	△1	2	0	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	209	187	△22	△32	187	154	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	13	-	△13	-	-	-	-	-
その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	79	53	△26	△5	53	47	0	0
合計	1,083	813	△269	△317	813	496	0	2

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成26年度		平成27年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	16,460	-	15,276
10%	-	7,412	-	7,040
20%	48,333	7	47,417	10
35%	-	1,483	-	2,656
50%	6,517	121	6,399	88
75%	-	4,432	-	3,015
100%	2,952	9,802	3,381	10,205
150%	-	26	-	21
250%	-	-	404	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	97,550		95,916	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	719	693	2,774	2,557	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

	平成 26 年度	平成 27 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する後の与信相当額	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
派生商品取引合計	0	0	0	0
外国為替関連取引	0	0	0	0
長期決済期間取引	-	-	-	-
合 計	0	0	0	0

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

- イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
・・・該当ありません

- ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
・・・該当ありません

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	5	5	41	41
非 上 場 株 式 等	218	218	372	372
合 計	224	224	413	413

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
売 却 益	15	4
売 却 損	2	10
償 却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
評 価 損 益	1	△ 4

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
評 価 損 益	-	-

(7) 金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額

(単位：百万円)

運用勘定			調達勘定			
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量		
	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 26 年度	平成 27 年度	
貸 出 金	108	120	定 期 性 預 金	4	3	
有 価 証 券 等	261	268	要 求 払 預 金	7	7	
預 け 金	190	200	そ の 他	0	0	
コ ー ル ロ ー ン 等	-	-	調 達 勘 定 合 計	11	11	
そ の 他	0	0				
運 用 勘 定 合 計	561	589				

銀行勘定の金利リスク	549	577
------------	-----	-----

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを9%マイル値または1%マイル値により金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しております。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
平成26年度（549百万円）＝運用勘定の金利リスク量（561百万円）＋調達勘定の金利リスク量（△11百万円）
平成27年度（577百万円）＝運用勘定の金利リスク量（589百万円）＋調達勘定の金利リスク量（△11百万円）

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

・・・該当ありません

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成 26 年度			平成 27 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	5,445	5,798	352	5,847	6,612	765
	地方債	100	103	3	100	104	4
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	302	329	27	502	535	33
	その他	-	-	-	200	201	1
	小 計	5,848	6,231	383	6,649	7,455	805
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	415	405	△ 10	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	300	295	△ 4	600	594	△ 5
	小 計	715	701	△ 14	600	594	△ 5
合 計	6,564	6,933	368	7,249	8,049	799	

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

・・・該当ありません

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成 26 年度			平成 27 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	5,315	5,283	31	6,633	6,575	58
	国債	720	709	10	401	399	1
	地方債	1,102	1,099	2	602	599	3
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	3,493	3,474	18	5,629	5,576	53
	その他	2,212	2,204	8	1,813	1,803	9
	小 計	7,528	7,487	40	8,446	8,379	67
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	35	39	△ 4
	債券	3,204	3,214	△ 9	705	707	△ 1
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	400	402	△ 2	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	2,803	2,811	△ 7	705	707	△ 1
	その他	648	650	△ 1	559	572	△ 12
	小 計	3,853	3,864	△ 11	1,301	1,320	△ 19
合 計	11,381	11,352	29	9,748	9,699	48	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	-	-
非 上 場 株 式	7	44
組 合 出 資 金	63	50
合 計	70	94

金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

平成 26 年度		平成 27 年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
473	-	500	-

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の金銭の信託

・・・該当ありません

3. その他の金銭の信託

・・・該当ありません

デリバティブ取引

当金庫は、次に掲げるデリバティブ取引はいたしておりません。

1. 金利関連取引
2. 通貨関連取引
3. 株式関連取引
4. 債券関連取引
5. 商品関連取引
6. クレジットデリバティブ取引

会計監査人の監査報告

平成28年6月17日開催の第72回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。


財務諸表の適正等の確認

平成27年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成28年 6月17日

宮古信用金庫

理事長

齊藤 浩司 

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

[基本報酬及び賞与]

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

[退職慰労金]

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

a. 決定方法

理事は理事会で決定しております。

監事は監事会にて決定しております。

(2) 平成27年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	32

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です(期中退任者および期中に理事を退職し、監事に就任した者も含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」30百万円、「賞与」2百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成27年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、平成27年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成27年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

《 信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧 》

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づいて作成しており、その規定における各項目は以下のページに掲載しております。

項 目	頁	項 目	頁
A. 単体(信用金庫法施行規則第132条における規定)		③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	42
1. 金庫の概況および組織に関する事項		④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	42
(1) 事業の組織	15	(3) 金融再生法開示債権の状況	42～43
(2) 理事および監事の氏名および役職名	15	(4) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	44～49
(3) 事務所の名称および所在地	27	(5) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益	
2. 金庫の主要な事業の内容	22～24	① 有価証券	49
3. 金庫の主要な事業に関する事項		② 金銭の信託	50
(1) 直近の事業年度における事業の概況	5～6	③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引等)	51
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標		(6) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	46
① 経常収益	31	(7) 貸出金償却の額	47
② 経常利益または経常損失	31	(8) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表等について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	51
③ 当期純利益または当期純損失	31	6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	52
④ 出資総額および出資総口数	31	※直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	51
⑤ 純資産額	31		
⑥ 総資産額	31		
⑦ 預金積金残高	31		
⑧ 貸出金残高	31		
⑨ 有価証券残高	31		
⑩ 単体自己資本比率	31		
⑪ 出資に対する配当金	31		
⑫ 役員数	31		
⑬ 職員数	31		
⑭ 会員数	31		
(3) 直近の2事業年度における事業の概況			
① 主要な業務の状況を示す指標			
イ. 業務粗利益および業務粗利益率	31		
ロ. 資金運用収支、役員取引等収支およびその他業務収支	31		
ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび総資金利鞘	31～32		
ニ. 受取利息および支払利息の増減	32		
ホ. 総資産経常利益率	32		
ヘ. 総資産当期純利益率	32		
② 預金に関する指標			
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	32		
ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他区分ごとの定期預金の残高	33		
③ 貸出金に関する指標			
イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	33		
ロ. 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	33		
ハ. 担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額	33		
ニ. 使途別の貸出金残高	33		
ホ. 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	34		
ヘ. 預貸率の期末値および期中平均値	34		
④ 有価証券に関する指標			
イ. 商品有価証券の種類別の平均残高	35		
ロ. 有価証券の種類別の残存期間別残高および平均残高	35		
ハ. 預証率の期末値および期中平均値	35		
4. 金庫の事業の運営に関する事項			
(1) リスク管理の体制	18～19		
(2) 法令等遵守の体制	20		
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	9～12		
(4) 金融ADR制度への対応	21		
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項			
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書	36～41		
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額			
① 破綻先債権に該当する貸出金	42		
② 延滞債権に該当する貸出金	42		

表紙・写真について

青の洞窟

三陸海岸の「青の洞窟」の異名をとる八戸穴。さっぱ船（小型の磯船）で入る洞窟は、季節や天候により青や緑など様々な表情を魅せ、幻想的な空間を作ります。



浄土ヶ浜

三陸復興国立公園の中心となる浄土ヶ浜は宮古を代表する景勝地です。

平成24年1月には国の名勝に指定されています。鋭くとがった白色流紋岩の白い岬は、紺碧の海、緑のアカマツのコントラストでさらに際だち、四季折々さまざまな表情を見せてくれます。

宮古山常安寺七世靈鏡菴和尚（1727年没）が人里離れたこの地を訪れその美しさに驚嘆、あたかも極楽浄土が再現されたかのようなだと七言絶句を詠み、これが浄土ヶ浜の名の起りとも言われます。



MIYAKO SHINKIN

〒027-0082

岩手県宮古市向町 2-46

TEL : 0193-62-2400

FAX : 0193-63-2500

<http://www.miyashin.jp/>